

大阪市大正区における沖縄出身者集住地区の 「スラム」クリアランス

水内 俊雄*

I はじめに

1969年11月14日、大阪市大正区の北恩加島で大規模な火災が起こった。「燃えひろがる火勢」という見出しの大きな写真入りで、「バラック街大火」という記事が目飛び込む。「十四日午後零時半ごろ、大阪市大正区小林町、宜寿次（ぎすじ）アパート（宜寿次政真さん経営）付近から出火、木造二階建ての同アパート（五十八戸）延べ約八百平方メートル、付近の木造バラックの民家三十五戸など計八むね延べ千二百平方メートルを焼いた…中略… 現場一帯は戦後、大阪港に面した低地帯に約七百戸の沖縄出身者が住みついて、いまでは旧市電新千歳町電停東側の約六万平方メートルにわたってバラックが密集、ほとんどが違法建築で市有地を不法占拠した住宅」（朝日新聞大阪版朝刊11月15日）であると説明がある。同日同新聞の夕刊では「寒空に行く先もなし 大正区の大火被災者 やり場のない怒り 住宅改良早かったら…」との見出しが、大阪市内版トップに掲載される。

引き続き1ヶ月後の12月10日に、再び大火に襲われる。「大正区の密集地また大火 40 むねひとなめ狭い道路で大混乱」（朝日新聞大阪版朝刊12月11日）の見出しで、「また非情の大火 “大阪の沖縄” 五十むね全焼」（毎日新聞大阪版朝刊12月11日）と毎日新聞では表現される。出火元の北恩加島町の鉢峯製材所の東側は、木材干し場をへだてて、先月の火事の焼け跡であった。途方にくれる住民の声を載せるとともに、同日の朝日新聞夕刊では事後対策として、「道路広げ住宅鉄筋化大火の大正区小林町一帯 4 年計画で改良」という記事が続く。また大阪市の社会福祉行政のブレーンである

大阪市立大学文学部の大藪寿一が、不法となんだろうと人が住んでいるのであり、「町全体の改善、そして底辺を忘れた行政の姿勢を改めること」（朝日新聞大阪版夕刊12月11日）を強調する。

この新聞記事の論調に対し、3 点着目したいことがある。第一に、この北恩加島の火災発生地が名だたるバラックの密集地であるという認識である。すなわち、バラックという言葉の意味する実態、語感があるステレオタイプとなって、読者に一定のリアリティをもって捉えられる時期であったこと。第二に、「スラム」のクリアランス、すなわち住宅改良事業としてこうした地区を改善しなければならないとする行政側の行動計画がすでに立てられていたという時期であり、ちょうど同和対策事業特別措置法が施行されたその年であったこと。第三に、ちょうどこの新聞記事の同じ紙面を同時ににぎわしていた学生紛争が、この年ピークを迎え、同時に沖縄返還運動も政治社会運動として大きく盛り上がっており、大正区の沖縄出身者集住地区もそうした動きからは疎遠でありえなかった状況があったこと、である。

こうした状況に加えて、大正区は当時、世紀の大事業とされた土地嵩上げと土地区画整理事業、そして防潮堤事業などが最終局面を迎え、戦災復興事業、ジェーン台風以後の防災事業がその最終局面を迎えるときでもあった。ちょうど基盤整備を中心とするモノ造り事業がブルドーザーのように推し進められ、地下鉄、高速道路、地下街建設をメインとする万博開催に向けた公共土木事業花盛りの時代に、大正区や港区の港湾地区近隣の整備は、華やかではなかったが、その事業の大規模さゆえに大きく地域の基盤が変貌しつつあった。

このようなハード一辺倒に傾斜しがちな大阪市のモ

* 大阪市立大学

ノ造り事業に、ソフトな行政を生み出したのは、1950年代末から住宅要求運動を掲げて戦ってきた部落解放運動による同和地区の住環境改善事業であった。1970年代はこうした住環境整備が本格化し、運動も生活改善に向けたよりきめこまかい運動が展開する。

したがってこのスラムクリアランスは、単にモノ造りによる一方的なバラックのスラムの撤去というストーリーの組み立てだけでなく、もう少し運動論的にも住宅行政の流れから見ても、多面的に光を当てる必要がある。すなわち、なぜこうした「スラム」地区がどのような歴史的、空間的な系譜でもって、登場したのか。こうした「スラム」地区にどのようなまなざしが投げかけられてきたのか、そのまなざしに変化はあったのか、上からのまなざしが先行しがちな状況に対して、「スラム」の生活世界側からどのような対抗が生まれ出したのか、1970年代において、沖縄返還運動、部落解放運動や大正区での沖縄文化の発見、表現運動、差別への異議申立てと、こうした物理的な住環境改善がどのように結び付き合い、また離れていったのかを明らかにする必要がある。

以下では、まずこの「スラム」地区の歴史的空間的な系譜を明らかにし、その次に大きな地域変容をもたらした戦後の土地区画整理事業とこの「スラム」改善事業との関わり、そして運動論からみた大正区における様々な沖縄出身者たちの対抗運動について明らかにする。

II 「スラム」としての歴史的空間的系譜

(1) 戦前の大正区北恩加島

上述の大火の現場は、現在の大正区北村3丁目7番、8番にあたるが(図5参照)、住居表示以前は、小林町(小林北通2, 3丁目)、北恩加島町(北恩加島大通1~3丁目)に当たっていた(図4参照)。重要なことは、この地区が戦前そして戦後の二度にわたって大規模に行なわれた不良住宅調査において、いずれもその調査対象とされていたことにある。この調査の経緯とその結果については後述する。

1909年の図1を見ると、当該地区は小林町と書かれた、恩加島新田と小林新田を区切る堤上付近であり、いくつかの農家が建ち並んでいるのどかな田園風景のさまが描かれている。工場の進出は見られるものの、

一面の新田地帯であることがわかる。当時の土地台帳をみると(古江集画堂, 1911)、北恩加島新田は和久新三郎、小林新田は岩田五郎左衛門と、大規模地主が広範囲にまとめて土地を所有する状況となっていた。

この付近の市街地化は1909年の地図からわずか12年後の1921年の図2、そして1929年の図3によりいかに急激に進んだかを知ることができる。この万才橋周辺の市街地化は、和久家による1918年の和久地堀の開墾、長堀材木市場の移転の受け皿として1923年の大正運河の完成による小林の「木場」の成立と、1927年の市電の泉尾から新千歳町までの開通により一挙に促進された。

金城宗和(1997)によれば、土地会社の所有する広大な土地がありそれらが材木置き場や野っ原として存在し、製材所の廃材、製品が豊富で、沖縄出身者は、大工仕事の経験が豊富だったこともあり、沖縄出身者たちは集住したと述べる。また平良(1971)は、自らの出稼ぎ当時を振り返って、「西も東もかわらぬまま、大阪の大正区や西成区あたりには、すでに先発隊が行って働いていることを知り、それをたよって行った。当時大正区は……荒蕪地や湿地帯が多く、それで干拓や埋立が盛んに行われていたので土木関係の仕事が多かった。西成区方面も未開地が多かったが大正区より比較的開けており、中小企業の工場がそうとう建っていた。三軒家(大正区)や津守(西成区)には紡績工場があり、また従来長堀川にあった材木業者が尻無川や木津川河口方面に移転して、貯木場や製材所を設け、一方久保田鉄工所や中島製鋼所をはじめ中小企業が盛んに興り、大正橋架橋工事も行なわれていたので、真っ黒になって働く気さえあれば就職には差し支えなかった」。

このような沖縄出身者の集住状況について、確たる統計はないが、富山(1990)の分析を以下の表1に整理してみた。1935年時点で大正区の北恩加島が集住地区の最大規模であり、ラフな集計では、3600戸余で、35000人余りの沖縄出身者が、大阪市に居住していたと思われる。

住宅の不良度という問題に関して仲間(1999)は、1930年代に発行された『同胞』、1930年代から40年代にかけて発行された『大阪球陽新報』の分析から、沖縄出身者の特質を述べている。その中で「住」の項目



図1 大正区 1909 年

(明治42年測図2万分の1「大阪西南部」 ○ がクブングワー)



図2 大正区 1921 年

(大正10年測図1万分の1「大阪西南部」「大阪南部」 ○ がクブングワー)

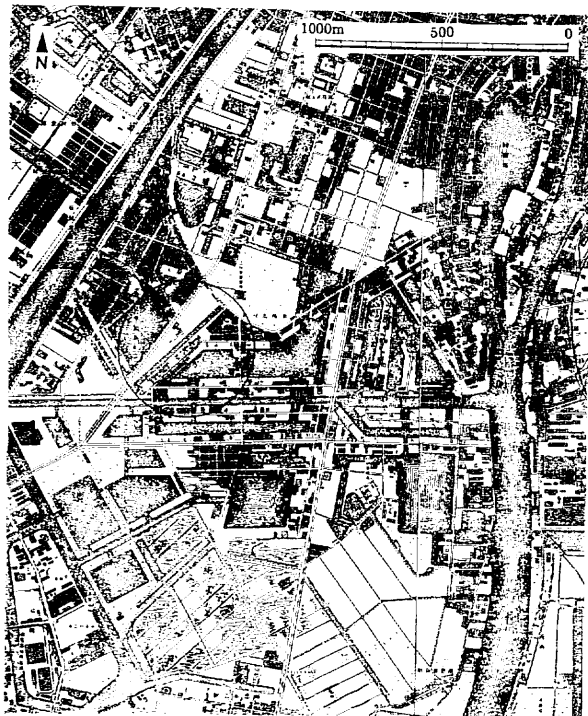


図3 大正区 1929 年

(昭和4年測図1万分の1「大阪西南部」「大阪南部」 ○ がクブングラー)

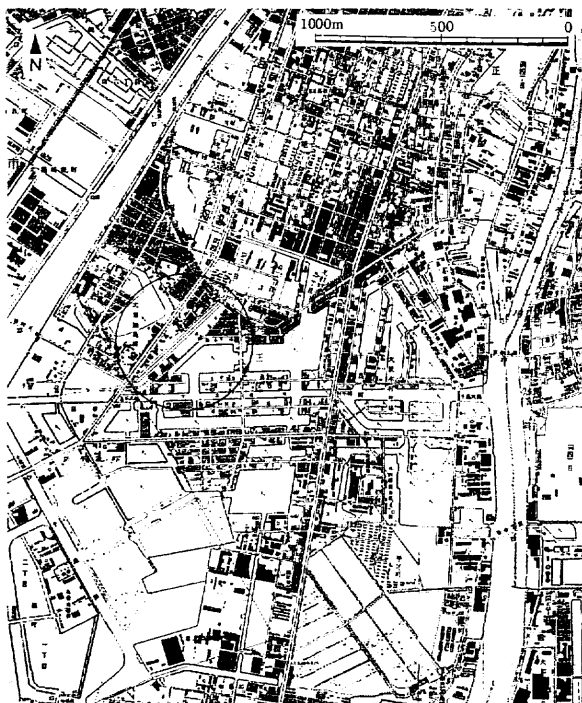


図4 大正区 1952 年

(昭和27年測図1万分の1「大阪西南部」「大阪南部」 ○ がクブングラー)

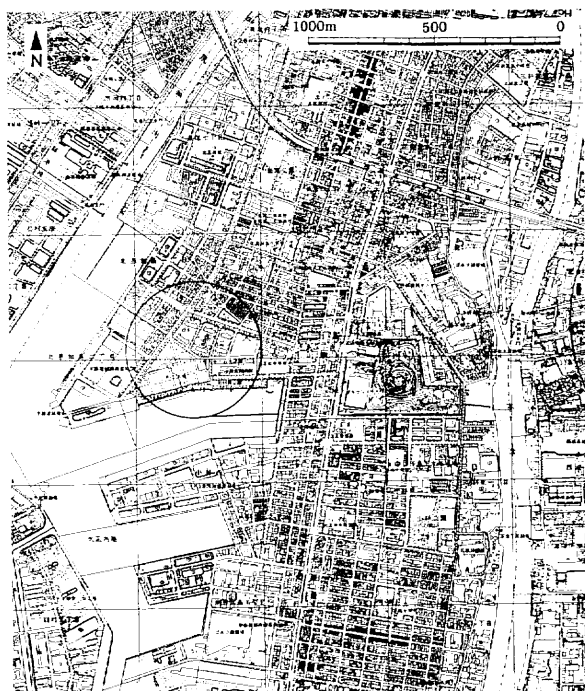


図5 大正区 1995 年

(平成7年測図1 万分の1「大正」 ○ がもとクラブグラー)

を見ると、1920年代では、単身者は共同生活を、家族であっても一軒家に数世帯が同居する場合が多く、普久原朝喜によれば、沖縄人が大阪で一軒家を借りて下宿屋をはじめると、そこに沖縄人が殺到する。よそではガラが悪いと言うことでなかなか貸してくれず、また敬語も知らないし、仕事が無いときには部屋の中で角力をして、家は地震みたい揺れるし、冬は軒下の板をはいで焚き物にしたりするので、他府県人には嫌われ、琉球人と馬鹿にされて家を貸す人もいなくなると、当時の様子を語っている(石原, 1993)。

1930年代になると、定住の世帯家族が増加してゆくが、大阪球陽新報社の主幹の言を借りれば、「面白い事には沖縄人が最初数人他府県人の住宅街に引越して来た時は馬鹿にして軽蔑するが、芋づるを引くやうに県人の仲間が段々多くなって勢力が加わり、おまけに隣人の迷惑などお構ひなしに某若無人の振舞をやり出すので、後には他県人の方が恐れをなして引越して丁ひ自然に県人の密集部落ができるやうな実情(仲間, 1999, 78 頁)であり、「他県人との同化上面白くない現象」として集住生活を捉えている。

表1 大阪市における 1935 年時点での沖縄出身者の集住状況

大正区 北恩加島町	850 余戸 6500 余人	3分の2近くまでが県人で、鉄工所、製材所、煉瓦工場ならびに会社雑役夫等
大正区 鶴町、南恩加島、泉尾町	あわせて数千 人	工場地帯で水陸の便がよい
西成区 今宮界限(鶴見橋以南方面か)	350 戸、6000 人	北恩加島に次ぐ大集団地、鉄工所、鋳物工場、紡績製品加工工場
東淀川区 天六、本庄、三津屋	450 戸、3700 余人	鉄工所、鋳物関係
港区 磯路町、千代見町、石田外村町	400 戸、3500 人内外	鉄工所、造船所、製品加工品、会社雑役
西淀川区 高見町が最も多く、大和田、浦江、加島など、	350 戸、3000 人内外	住友系各工場、ラサ隣、染工場、雑小物工場に
北区 澤上江、善源寺町	300 余戸 2500 人内外	染工場、精糖工場、製紙、ガラス工場など
此花区 四貫島	200 余戸 1500 余人	県人の料理屋が多く、南国情緒豊か、鉄工所会社雑役、水揚沖仲
住吉区、東区、西区、南区、浪速区、東成区	200 余戸 1500 人	職工から実業家、俸給生活者

資料：この富山が使用した原資料は関西沖縄興信社『関西沖縄興信録』1935年である。区名は当時の区域によるものである。(富山, 1990, 203-205 頁)

表2 1938年頃の在阪沖縄出身者の「名士層」の居住分布

	自営業	俸給生活者	専門職	工場労働者	公務員	合計	
西成区	3	4	2	4	3	16	21%
大正区	3	3	3	3	3	15	19%
港区	5	4		1	2	12	16%
東・西淀川区	3	3	1	4	2	13	17%
此花区	3	1	2			6	8%
その他区	3	4	6	1	1	15	19%
合計	20	19	14	13	11	77	100%
	26%	25%	18%	17%	14%		

西成区	海南通5, 旭南通3, 梅通2, 松通2, 橋通・柳通・潮路通・粉浜東之町 各1
大正区	北恩加島町13, 小林町・泉尾北村町 各1
港区	吾妻町4, 高見町2, 石田元町・市岡・磯路町・市場通・東田中町・八幡屋大通 各1
東淀川区	三津屋4, 十三西之町・十三東之町・元今里 各1
此花区	四貫島4, 玉川町2
西淀川区	加島町2, 大和田町・伝法町・高見町・塚本町 各1
旭区	毛馬町2, 新森小路北・蒲生町 各1
東成区	舍利寺町・中川町・舟橋町 各1
西区	阿波座・新町南通 各1
北区	壱屋町1
住吉区	平野町1
浪速区	恵比須町1
天王寺区	石ヶ辻町1

資料：仲間(1999: 68-71 頁より作成)

さてこうした状況の中、大阪では最大の集住地区となった大正区の北恩加島であるが、聞取りなどで得られた地区の描写については水内(2000)に譲る。こういう密住状況に対して、在阪の沖縄出身者の「名士層」の意見は、仲間(1999, 79 頁)の引用に従えば、「今少し積極的に大阪市民としての自覚の下に郷に入れば郷にしたがって貰い度い」、「現在の如く県人のみの密集形成では百害あって、一利なしであろう」、「特に密集生活を廃して、どんどん他県人の中に入って同化して貰い度い」、そして住宅に関しても「住居は貧乏で狭くともいゝから清潔に小綺麗にする事」など、同じ沖縄出身者の間での階層分化の進行に伴う亀裂の予感を見て取ることができる。

仲間(1999)が沖縄人の略歴作成に用いた『球陽百人百言集』の在阪沖縄出身者「名士層」の居住地分布を見ると、表2のようになる。大正区の北恩加島への集

住が「名士層」にも見て取れ、職業的にも偏り無く分布していることがわかる。西成区にも同様な傾向が見られ、「その他区」では、専門職、俸給生活者に特化した状況が見られる。従って沖縄出身者の代表的な集住地区においては、特に北恩加島や西成区の鶴見橋通より南の地区では、階層的にはかなり重合した、ソーシャルミックスな状況が生まれていたようである。このような一定の階層に偏在しない地区で育った大阪における沖縄県人会の特質にもつながったようであるが、本稿ではこれ以上は触れない。

(2) 不良住宅地区としての北恩加島・小林町地区

しかしながら同時に、北恩加島から小林町、南恩加島町にかけては、大阪市内でも「新興」の不良住宅地区以下として大きく拡大していたことも事実であった。以下では 1937 年に、失業者救済事業の一環として行なわれた、大阪市全域を対象とした不良住宅地区調査で得られた数値より、本地区がどのような状況であったのかを再現する。

戦前期の調査を見ると、大阪市社会部が 1937 年度に行なった大阪市全域で行なった不良住宅地区調査では(大阪市社会部, 1939)、大正区では北恩加島、小林、南恩加島各町の不良住宅の状況が詳細に調査されている。なによりもこの大阪市社会部『本市における不良住宅地区図集』の冒頭を飾る写真 2 枚は、大正区小林町(第 80 地区)、大正区南恩加島町(第 81 地区)のキャプション入りであり、この 2 葉の写真が後年大阪市の住宅状況を示す際によく使用されたことから、小林町の住宅不良度が衆目的となる(写真 1 参照)。そしてこの第 80 地区は写真 1 のように、もともと既に指摘した小林新田の農家のあったところで、写真に写された手前の水溜りが、戦後に「沖縄スラム」と称されたクブングラーに当たることになる。

表 3 は、大阪市社会部(1939)の調査結果を示したものである。この調査では、いくつかの小調査地区をまとめて、地区名をつけているが、「泉尾地区」と称されるところは、第 78～82 地区に加え、泉尾中通、浜通、南泉尾町 2, 3 丁目から選定された 4 地区を加えた 9 地区合計の値となっている。住宅種別では、「泉尾地区」がいかにバラックが多いかが如実にあらわれている。その代わり大阪に特徴的な長屋建築は少ない。バラックということもあり、延べ坪数も圧倒的に小さい

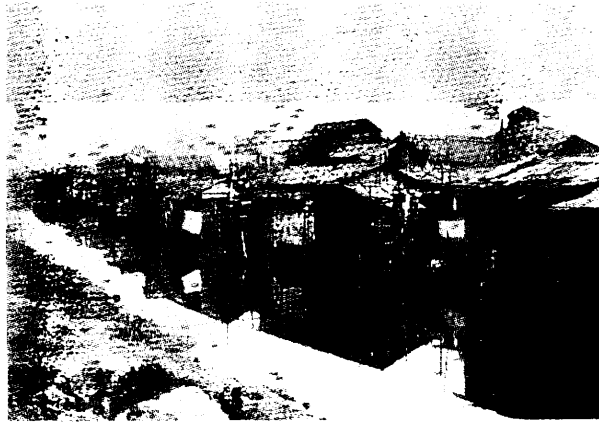


写真1 大正区小林町地区(第80地区)

(大阪市社会部『本市における不良住宅地区図集』1938年より ちょうどクングワーにあたる)

表3 1937年実施の大阪市の不良住宅地区調査による泉尾地区の不良住宅状況(大阪市社会部, 1939)

	1戸建て	長屋	バラック	総計	延坪:5坪以下	5坪以上7坪以下	7坪以上10坪以下	10坪以上	総計
泉尾不良住宅	30	283	221	534	248	125	84	68	525
大阪市不良住宅	1,155	15,466	1,275	17,896	4,148	4,034	3,881	5,167	17,230
泉尾不良住宅	5.6%	53.0%	41.4%	100.0%	47.2%	23.8%	16.0%	13.0%	100.0%
大阪市不良住宅	6.5%	86.4%	7.1%	100.0%	24.1%	23.4%	22.5%	30.0%	100.0%

	築後年数 10年以下	20年以下	30年以下	30年以上	総計	日本人戸数	朝鮮人戸数	総計
泉尾不良住宅	45	99	115	95	354	231	285	516
大阪市不良住宅	854	3,222	5,803	5,264	15,143	13,427	3,545	16,972
泉尾不良住宅	12.7%	28.0%	32.5%	26.8%	100.0%	44.8%	55.2%	100.0%
大阪市不良住宅	5.6%	21.3%	38.3%	34.8%	100.0%	79.1%	20.9%	100.0%

	平均家賃: 附貸	裸貸(円)	敷金:前家 賃:月	後家賃(月)	収入:日本人/月	朝鮮人/月(円)
泉尾不良住宅	7.85	9.58	2.66	2.73	52.4	52.6
大阪市不良住宅	9.16	11.62	2.96	3.19	59.1	52.2

不良住宅 地区内	農業、漁業	商業者	工業者	その他の 自営業者	職工	交通運輸 労働者	その他の 労働者	その他の 有業者	合計
泉尾日本人	1	53	2	4	186	57	45	19	367
泉尾朝鮮人		82	1	11	380	40	104	4	622
市 日本人	117	3,250	1,395	1,422	9,920	1,282	2,830	2,594	22,810
市 朝鮮人	2	794	199	127	5,195	354	1,930	122	8,723
大 阪 市	119	4,044	1,594	1,549	15,115	1,636	4,760	2,716	31,533
泉尾日本人	0.3%	14.4%	0.5%	1.1%	50.7%	15.5%	12.3%	5.2%	100.0%
泉尾朝鮮人	0.0%	13.2%	0.2%	1.8%	61.1%	6.4%	16.7%	0.6%	100.0%
市 日本人	0.5%	14.2%	6.1%	6.2%	43.5%	5.6%	12.4%	11.4%	100.0%
市 朝鮮人	0.0%	9.1%	2.3%	1.5%	59.6%	4.1%	22.1%	1.4%	100.0%
大 阪 市	0.4%	12.8%	5.1%	4.9%	47.9%	5.2%	15.1%	8.6%	100.0%

ことがわかる。大阪市の不良住宅全体の中での比率であるので、いかに「泉尾地区」での住宅の物理的構造が貧弱であるかがわかる。

築後年数も10年以下が多く、バラック建築であるゆえの安普請さがよくわかる。それもあって、家賃も市内平均に比べて1.5割ほど安く、敷金も安めである。ただ収入については朝鮮人に関しては平均を上回り、日本人に関しては1割強低くなっている。朝鮮人の割合については、市内平均の2.5倍の55%と、人口では多数派となっている。不良住宅地区の中でも極めて朝鮮人が多く住んでいたことがわかる。

職業については、職工が半数以上を占め、特に日本人、朝鮮人とも材木業職工と鉄工がその多くを占めていることがわかる。どちらかというと言業者が少なく、交通運輸関係にも特化していることが見て取れる。そしてこの調査からは朝鮮人のバラック居住は判明するが、沖縄出身者がどうであったかは、わからない。

(3) 戦前期の朝鮮人集住地区との関係について

大阪市社会部(1927)によれば、市内最大の朝鮮人居住バラックは大正区(当時の港区)の船町と小林町にあるとされ、沖縄出身者が主に居住する北恩加島よりは、大正運河ぞいおよびその南の小林町、そして木津川運河より南にある船町に朝鮮人は集住した。また小出(1933)は、「ある日の大阪日日新聞」の記事を引用し、朝鮮人は船町に58世帯、192名、小林町(木津川土地内)に67世帯、513名、南恩加島町の72世帯、400余名の計1753名おり、近辺の埋立工事に従事していた。船町は国際飛行場の敷地となって、朝鮮人は船町から移住せざるを得なくなる。このうち南恩加島については、小出(1933)は「電車の軌道に沿って、大運橋通に出、木津川筋千本松渡舟場付近を歩く人は、誰しもこの地のミジンも情緒の雰囲気のない実質的な貧民長屋に一驚するであろう、この一帯は、南恩加島町といい、朝鮮人の割拠地である」このように北恩加島は沖縄出身者がより多く集住し、南恩加島には朝鮮人が、そして中間の小林町には沖縄、朝鮮人が町レベルでは混住していたようである²⁾。

この小林町の描写についてであるが、朝鮮人集落については、崔(1990)によれば、1933年から37年まで、大正区小林町にあった朝鮮人部落(別名を馬小屋とも豚小屋ともいった)は、「東西に細長く、ところによっ

ては横に張り出すようにふくらみ、1km以上ものびていた。土地はところによって道路より低いところもあり、全体的に立地条件が悪かった。そんなところにバラックが無秩序に連なり、つぎはぎを重ねて建てられていた。その中にはいと路地が迷路のように入り組み、しかも昼でも薄暗かった。「部落の北側の道路に面したところが、いわばメインストリートに相当する」、という記述からして、図3における小林町のキャプションの「町」あたりに見られる大正運河の南側の、逆台形状をした長屋密集地区あたりの小林町の一角であったと考えられる。

大正運河をはさんで北側も小林町であるが、北恩加島新田は和久氏、南恩加島新田は木村氏、小林新田は岩田氏、すなわち小林町は岩田氏の土地として、岩田土地会社が借家や借家権を保有し、そこへ沖縄出身者、朝鮮人は集住していったのである。

特に水内(2000, 68頁)に掲載した1942年の空中写真は、大阪市の集合住宅として代表的であった長屋が当該地区にも多く見られたが、この多くの住宅ストックは、1945年6月1日の空襲によりごく一部を除いて、1947年の空中写真に見られるように、北恩加島と泉尾の南部の一部を除きほぼ焼失してしまったのである。

Ⅲ 戦後大正区の土地嵩上げと土地区画整理事業

この章では、沖縄出身者集住地の戦後の運命を決定付ける、戦後の戦災復興事業についてその概略を述べてみる。戦災でほぼ灰燼に帰した大阪市の港湾地帯(此花区、港区、大正区、住之江区、西淀川区)であったが、その後の戦災復興事業に関して、この港湾地帯は特別の事業が用意されることになる。大阪市の発展の鍵を握る、河口港としての大阪港の全般的整備は、こうした港湾地帯の整備を伴わずして進まないという認識が重きをなしていた。特に土地の嵩上げについては、1934年の室戸台風による高潮被害の苦い経験から、大阪府では1938年に市街地建築物法により、西大阪の低水部では、一般家屋は3mの地盛を条件に許可されるという制度を施行していたのだが、これは戦時中に死文化していた(朝日新聞1950年9月17日)。

嵩上げに関しては戦時中からその重要度が認識されており、1946年度には、大阪港中央埠頭のいわゆるダイヤモンド地区の嵩上げが3年間かけて行なわれた。

このイニシアティブは大阪市港湾局が取っていたが、1947年ころの戦災復興委員会での議論を辿ると、大正区の戦後の運命は、今までの港湾整備方針の180度転換になる大阪港内港化と盛り土という一石二鳥の効果論の前にあっさりと決まってしまったといえよう。当時を回顧する座談会の文章を引用すると、復興委員会では「港についてはどのようにすべきかという問題が出まして、従来の港湾計画では港はだんだん海に突き出てきているが、これを反対に内港化してはどうだろうか、焼けたこの機会に思いきって港を内港化しようではないか」と言い出したのです」（高津、1982、8頁）。「我々区画整理の方としては、はじめのうち、それほど積極的にこの地揚げを急いでいたわけではなかったのですが、港湾局は非常に積極的で、どうしても地揚げをしなければならないという考えを推し進め」、既述のダイヤモンド地区を手がけ、「その最終案では、安治川は川幅を……500mにする、大正の方は櫛の葉のように掘り込んでハンブルグ方式をとろうということ」（同9頁）であった。

内港化の必要はひとつの課題として存在し、しかしもし焼けていなければこんな大きな話しにならなかったであろう、しかし進めるのであれば安治川や尻無川を掘るしかない、その土が余ってくるから、全面地揚げをということになり、もう一方で、区画整理の進行があり、こんな低い土地ではどないしようもないということで、ある程度まで地盤を上げ、下水を整備して、土地利用の効果を上げようではないということが、1947～48年の復興委員会で決まったと回想されている（同10頁）。

以降『大正地区復興土地区画整理事業誌』（大阪市都市整備協会、1995）及び『大正区史』（大阪都市協会、1983）年に依拠しつつ、大正区の北恩加島から小林町、平尾町、南恩加島にかけての地区の土地区画整理と住宅改良事業を振りかえてみよう。

さて当該地区の復興土地区画整理事業は、大正区の中では南部工区に属し、最終段階では住之江区まで含む646.9haという広大な事業地区となった。大阪市全体の事業の中で1946年9月に戦災復興土地区画整理事業として決定され、当該地区では非常に重要な決定となる大正内港化と、2m全面盛り土案が1947年6月に決定され、これで小林材木街の住之江区平林方面への移転と、盛り土と非常に高率の減歩による土地区画

整理、それに伴う既成住宅の飛換地を伴う全面移転が運命づけられた。1949年の戦災復興事業の全国的な縮小の中で、当地区は、全面盛り土という特殊な事業であるため、港湾地帯整備事業として実施することになり、1950年12月、大正地区南部工区として区画整理事業の認可を受ける。おりからの9月のジェーン台風による被災を契機に大阪港防災事業も加わり、3つの事業でもって整備が行われる。

事業は鶴町地区で順調に進み、1959年度には終了するが、対照的に尻無川下流左岸一帯の北恩加島や小林地区には非戦災も含めた小住宅が密集したままであった。また複雑に入り組む貯水池の周辺にも木材関係業者が多数営業していた。ただ北恩加島でも、万才橋がかかっていた和久井堀や大正池などでは盛り土が1963年度までに行なわれた。

家屋の移転は、小住宅の密集している北恩加島町から始まり、1955年までは東接する泉尾北村町に、それ以後は盛り土を終わった南恩加島町に移転した。しかし、大正運河の南および北側貯水池背後（クブングワー付近）に小住宅が密集していたが、この移転は遅れた。家屋の移転に関しては市は仮設住宅を用意した。

1964年より他2事業の打ち切りにより、港湾地帯区画整理事業として実施される。1967年には港区の同様の事業はほぼ完成に近づいたのに対して、大正区は多くの残事業を抱えていた。同年計画を変更して、大正区中央を東西に横切っていた大正運河埋立が決まり、木材業者の移転は拍車がかかる。しかし小林町の大正運河をはさむ南北の貯木場の背後に密集した小住宅の移転が依然難航し、南側については1967年に盛り土が完了したが、北側については1963年からはじめたが、一応1970年にほぼ仕上げた格好になったが、全面完成には至らなかった。図6、7、8は、住宅地図によるクブングワーの変遷を追っている。1967年の図6、1971年の写真5、1972年ごろの写真2の状況から、1970年代になって事業が進行し、図8の1980年代のようにクブングワーが消滅したことがわかる。

ここで図6エリアの改良の手法として登場したのが、住宅地区改良事業であった。1969年4月に計画発表があり、区画整理事業との合併で小林地区と南恩加島地区で、それぞれ行なわれた。前者は「当時の小林町一帯の低湿地には、低層木造住宅が密集し、保安、衛生上好ましくなく、火災発生などの危険が予想された。



写真2 盛り土された道路と段差で低い住宅地(1972 年ごろ)
大阪市建設局(1994)『わがまち・大正 住之江』 クブングワー方面をのぞむ



写真3 泉尾第4 住宅 (クブングワー住民たちが入居した改良住宅)



写真4 もとクブングワーには現在市住宅供給公社の分譲マンションが建っている (写真2と同じアングル)

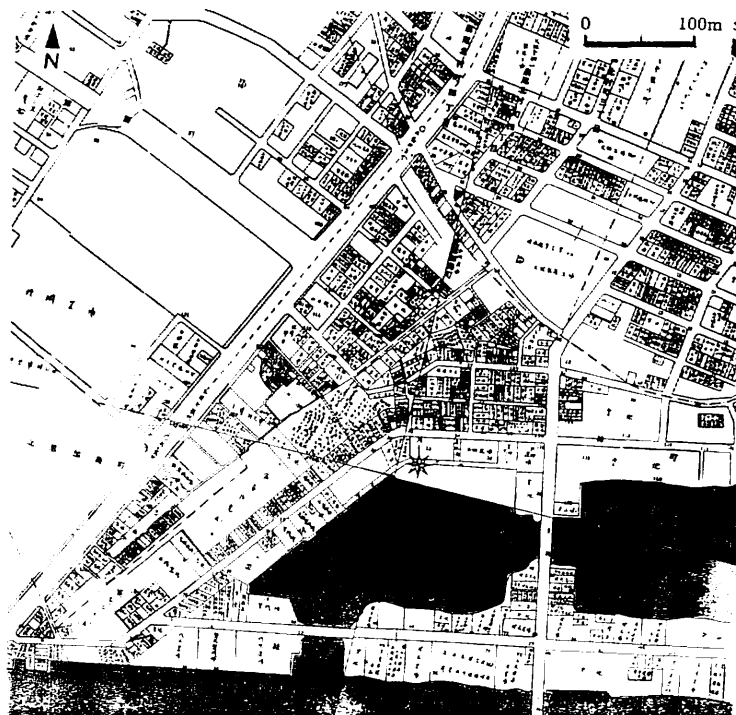


図6 1967年当時のクブングワー付近（吉田地図『大正区』より転載）

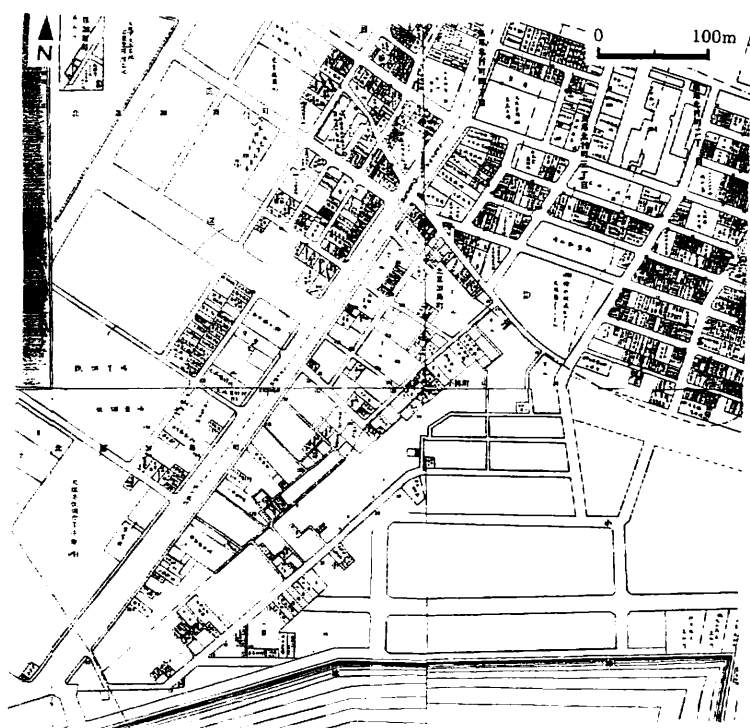


図7 1975年当時のクブングワー付近（吉田地図『大正区』より転載）

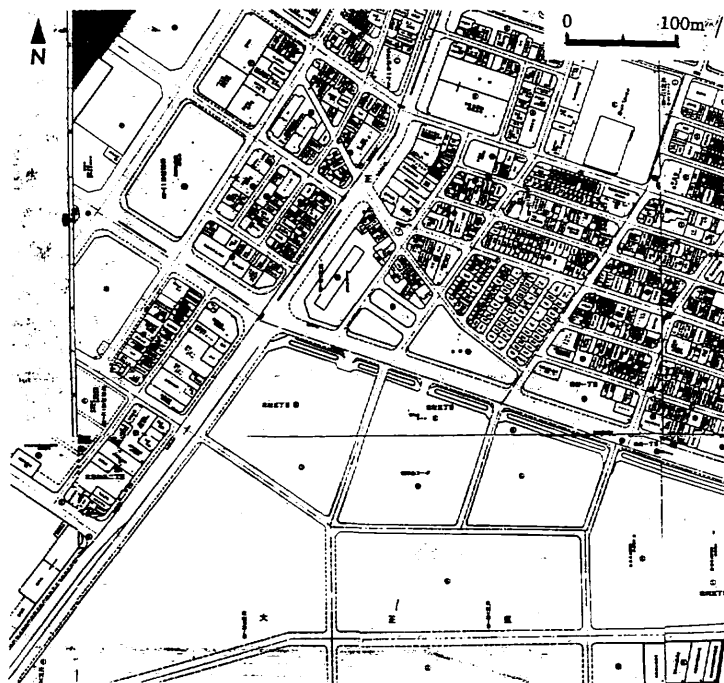


図8 1981年当時のクブングワ付近（吉田地図『大正区』より転載）

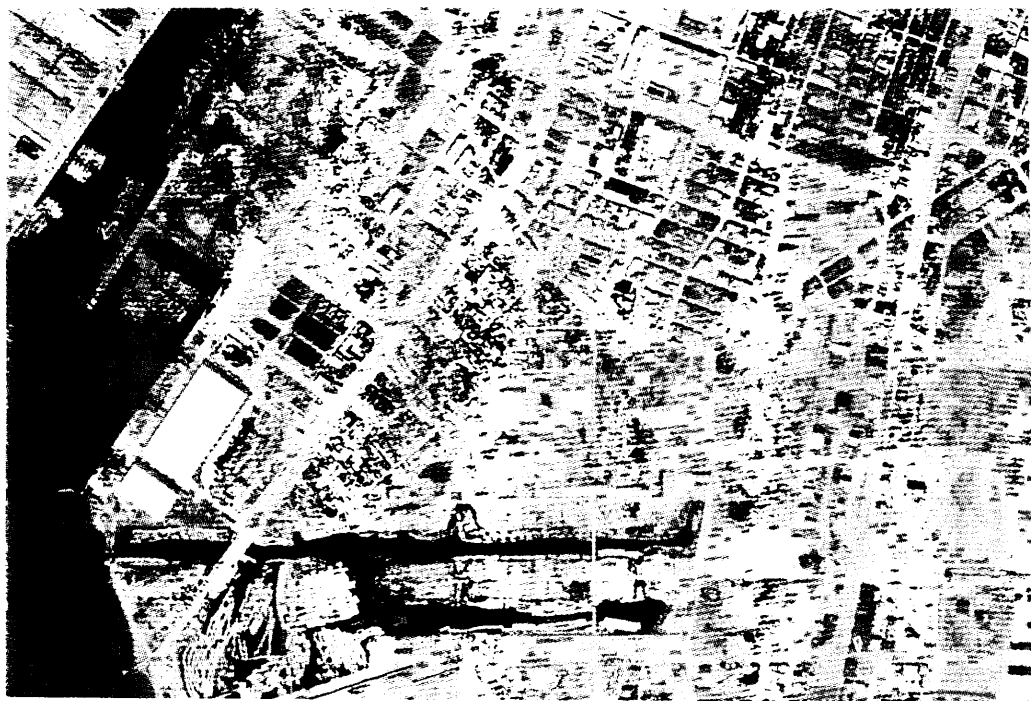


写真5 1971年当時のクブングワ付近（空中写真KK-71-2X C7-4）

またこの地区はほとんどが過小宅地であるため、平面的な区画整理だけでは、換地先で再び不良住宅地区となることが予想された。その結果、1970年3月に北恩加島に北接する泉尾7丁目などに市営住宅建設着工し、翌年5月から1983年7月までに、5～11階建、9棟、692戸の改良住宅が完成する。南恩加島は応急仮設住宅地区を平尾公園にするために行なった改良事業である。

図7が1975年の状況であるが、この改良事業の進行により、大部分の家屋が移転している状況が見て取れる。この住宅改良事業完成に伴って生まれた空地进行を北村計画と名づけて、1980年に住宅、福祉、医療、スポーツ、グリーンゾーンの総合整備構想が浮上し、1988年までに市住宅供給公社の高層分譲マンション450戸、特別養護老人ホーム、済生会泉尾病院が、そして1991年にマリンテニスパーク北村がオープンする。写真4は、過去の記憶を一切醒ますことのない高層分譲マンション群の景観として、実に印象的である。

以上が行政側の言葉でつづった当該地区の戦後のストーリーとなるが、行政側の当事者も語るような過酷な減歩と、飛び換地という全面的な移転を伴う土地区画整理の痛み、そんな中で最後まで残ったクブングワ地区の不良住宅改良事業の経緯について、もう少し詳しく追って見よう。

IV 「スラム」クリアランス・行政・大学・住民

(1) 戦後大阪市における「スラム」をとりまく言説と実践

ここで明らかにしなければならないことは、なぜ大正区の小林地区が非同和地区の「スラム」クリアランスの一事業として選ばれたのか、当時当該地区が沖縄「スラム」、沖縄「部落」と語られた物的／言説的な領域について検討することにある。

興味深い「スラム」観の変遷の好例として、大阪市民生局がほぼ毎年発刊していた民生局の事業紹介の概略で、こうした「スラム」がどのようにして扱われてきたかをまず見てみよう。『民生局概要 昭和33年版』では、地区改善事業の項目があるが、これは完全に1952年度から始まった非同和地区向けの改善事業だけを取り上げている。『民生局概要 昭和35年度版』でも、不良住宅対策費という表現は現れるが、やはり非同和地区に限られている。

ところが翌年の『民生局概要 昭和36年度版』になると、社会教化事業という項目立ての中で、環境改善事業という節が立てられる。「スラム地区の環境改善については、昭和35年初頭より世論の大きな盛り上がりを見たが、本市においては、昭和35年度において、釜ヶ崎地区を対象に改善施策の拠点として、西成市民館に隣接して、西成愛隣館を建設し、地区の強い要望により組織された西成愛隣会と協力して、積極的に地区住民の生活の改善指導と環境浄化に努めている。…なお本年においては、浪速区馬淵町に対策施設を建設することになっているがこれは建築局、計画局と連繋のうえ生活館を含む共同住宅（鉄筋5階建2棟）を建設するはずであり、また他局とも協力して一日も早く明るい住みよい町の建設をはかろうとするものである」（61-62頁）。

そして『民生事業概要 昭和38年度版』の該当部分からは、典型的な「スラム」観が読み取れることになる。この年度からは「スラム対策」と独立の項目が設けられ、以下のようなかなり現在の感覚からするとかなりきわどい表現の解説が付される。

「普通、貧民くつ、または、不良住宅密集地域と呼ばれるスラムは、近代大都市社会内部の地域分化に対応して、都心周辺に成立したものであるが、具体的には、典型的な近代的スラム路地裏長屋のほかにも、高度の異質性のために都市一般地区から全く孤立した封鎖的な地域共同体を形成している特殊部落（同和地区、外国人部落）などや、無宿者、放浪労働者のたまり場になっているドヤ街、応急仮設住宅が老朽化した不良簡易共同住宅や老朽改良住宅、道路、公園予定地などを不法占拠している仮小屋密集地区など、すべての社会問題的住居集団を指していわれるようである。しかし、単に不良住宅密集地域として把握されている地区については、本市では住宅行政面からその改良に努めているので、こうした地区が全体として周囲の一般地区とは非常に異なった特有の社会的雰囲気を持つ地区（同和地区は別に把握）をここにいうスラムの対策ないし、環境改善事業の対象としている」（71頁）。

ここでは完全に非同和地区ははずされ、特有の社会的雰囲気を持つ地区として、初めて地名が登場してくる。「特に西成区のいわゆる釜ヶ崎といわれる地区、浪速区の馬淵、水崎町付近と日東町かいわい、此花区の伝法地区、大淀区の長柄地区、生野、東成区に多い朝鮮

人部落などがその代表的なものと考えられる」(71頁)。同頁には、スラム、不良住宅地域、同和地区という3凡例にもとづいたその分布の地図も合わせて付されている。そして釜ヶ崎と馬淵、水崎町が重点的施行地域として事業を推進しているとし、翌年の昭和39年度版では、「今後は全市的規模の環境改善事業を行なうため、まず第1段階として昭和40年において市内のスラム地区の実態を調査研究する予定である」(74頁)と述べられ、これは昭和41年度に実施され、後述の調査が生まれることになる。昭和40年度版では、西淀川区の福町(昭和43年度版からは消える)、大正区の北恩加島地区(クブングラー)が記述に加えられ、昭和42年度版では、さらに港区の老朽仮設飯場地区が加えられる。

ところが1970年代に入り、昭和46年度版になると、全面的に筆致が改められ、社会病理的なスラム観は消え、「いわゆるスラム地区に住む人たちは、生活水準や環境においてかなりの低位におかれていることが多く、したがって、スラム対策の目的は、これらの地区住民の生活の向上をはかり、環境改善をおこなうことによって、一般地区との格差を解消することにある」という形で、スラム地区についての地名は今までとおりであったが(昭和47年度版では地名併記もなくなる)、住環境の低位性のみが強調されることになる。そして昭和49年度版からは、スラムということばは、環境改善地区ということばに完全に置きかえられる。そして事業実施地区は愛隣地区のみに絞られる。

ここで注目すべきことは、1960年ごろに、スラムという表現が急に現実味を帯びて着目され始めたこと、そしてわずか10年後にそうしたことばは、環境改善ということばに置きかえられ、事業のターゲット地区は、再び釜ヶ崎だけに収斂してしまうという経緯をたどる。1960年の盛り上がりは、住宅地区改良法の制定にもとづく、全国的な不良住宅地区の改善事業が着手されたことに起因するとともに、1961年8月の釜ヶ崎暴動による釜ヶ崎の「発見」とも大いに関わっている。

ちょうど民生局長に就任していた松本幸三郎(1961, 60頁)は、当時の雰囲気を次のように伝える。「民生局長に就任してから早く手をつけたい、どうしてもやらなければならない、たえず気がかりな重苦しい課題が、釜ヶ崎と馬淵町のスラム対策。大阪の復興振りとは恰も背を向けるかのように転落悪化、もう之以上ス

ラム対策を見送ることが出来なかった。単なる行政措置ではまことに手に余る異質の仕事であった。敵前上陸を敢行する決意と緊張があった」。

このような行政側の意気込みを支えていたのが、大阪市のブレーンでもあった大阪市立大学を中心とする社会学者、社会福祉学者であった。松本と同じ号に寄稿している大橋(1961, 47-48頁)の不良住宅政策観を見てみよう。不良住宅が社会問題になっている3つの理由として彼は次のように述べる。1: 物的に著しく荒廃、都市の景観を損なう、不快な思いと近代的な美的感覚から容認できない。不良住宅が固定すると、歴史的情性となって、都市計画の大きな障害となる。2: 地域として解体するだけでなく生活機能の障害が著しく、民主主義的な価値観を脅かすし、周囲社会に悪影響を与える、就職や結婚に迷惑を蒙る、恵美や西成区。前者は越境入学、後者は釜ヶ崎があるためにマスコミの責任もあるが、区全体が不良地区と誤解されている。3: 反社会的機能、社会的落伍者の避難所だけでなく隠れ家、犯罪、売春、不就学、長欠。社会生活の平和、安寧そして明朗化に対して重大な脅威となっている」。アカデミズム側からの叙述としては、現代的な使用法からするとかなり危ない表現が見うけられるが、こうした官一学のパートナーシップの評価についてはここでは深入りしない。

この雰囲気は、戦前の社会調査に見られるように、雇用、就学、栄養、保健医療、所得などの全般的な生活荒廃と住環境問題とが一体的に捉えられ、その空間的表現がスラムとされる。おりから1960年に国連の阪神都市圏の調査が入り、住宅問題に関する報告書は、社会学者や都市計画研究者、建築学者などが合同で執筆したが、こうした社会学的スラム観と都市計画の不良住宅観が見事に入り混じったものとなり、当時の大阪市(大阪府も含めて)の民生、住宅行政が微妙に融合しあう雰囲気を作り出したといえる。

当該の国連報告書では、問題点を13項目あげて、住宅問題を一連の病理現象として捉える見方が前面に出され、たとえば3 不良住宅の密集、4、不法占拠、5 低収入階層、6 住宅事情に関係する社会病理現象、などがそうした観点で執筆されている。依然として住宅は不足し、さらに低収入階層の住宅は質的にも不良化して、世帯数の21%は危険ないし不健康な居住状態にある。仮小屋が大阪市に5500戸、神戸市に4300戸

あるが、その居住者は、絶望的になって、公共用地や市有地を不法占拠して、そこに古木材やくず鉄板で一時しのぎ小屋を建て、この小屋から追い出されるのを拒否していることがよくある。そしてその中で西成地区は最も汚い生活環境にあるのみならず、これらのあわれむべき人々の生活を改良する可能性と大阪市の機能を果たす一部として、この地区を再開発せねばならない、という具合である。(エイブラムス他、1960)。釜ヶ崎およびその周辺にひろがる広大なバラック地区の存在からこのような表現が生まれ出た。

そして釜ヶ崎ブームとも言える世間への釜ヶ崎への注視は、行政側の一連の社会調査へと結びつく。表4は、1960年以降の調査一覧であるが、社会学者の集った大阪社会学研究会の調査蓄積が実に多く、加えて大阪市立大学や社会福祉協議会などが連携して、大阪市とタイアップしながら調査もあわせて行なわれる。ここでは民生局が中心となりつつも、計画局や建築関係部局による調査や報告も相次ぐ。行政の制度的介入を保証するかのようなディシプリンのコミットメントが大阪市立大学という公立大学にある社会学、社会福祉学を中心に強く見られた³⁾。

時を同じくして、そのトーンを、前述の国連報告団が2年後の状況を記した文章から参照してみよう(日本・国連合同阪神都市圏調査団、1962)。その後もますます住宅問題が緊迫化して、深刻な社会問題が顕著となってきたが、そこに釜ヶ崎事件があった。八億円の支出をもたらしたが、スラム形成からくる危険と、これらを事前にうまく処理することの必要性を強調するものだった、というような認識からわかるように、こうしたスラムが社会的解体地域であるとの視座が極めてはっきりしていた。表4で特によく登場する大阪社会学研究会が行なった釜ヶ崎実態調査報告(表4の⑤)は、「大阪社会学研究会は、昭和34、35年の科研を得て、2カ年にわたり、警察や役所の権力をもってしても侵入し得なかったこの無法地帯に、社会学的な実態調査のメスをいれるという至難な課題にとっくんできた。それは大変な努力と勇気を要した仕事であつたろう」と、この調査を掲載した雑誌「ソシオロジ」の編集後記で賞賛される。表4の①、②、③、④、⑥、⑩、⑪と、釜ヶ崎および浪速区のバラック地帯の集中的調査が続く。そのメンバーであつた光川(1964, 15-16頁)によると、昭和33年以来大阪市の社会的解体地域の調査

表4 1960年代の社会調査及び報告一覧

①大阪社会学研究会(1959年5月)	大阪市における社会的解体地域の総合的研究
②大阪社会学研究会(1959年12月)	釜ヶ崎実態調査資料集
③大阪社会学研究会(1961年5、6月)	「大阪市内における社会的解体地域の総合的研究」上・下(都市問題研究13-5、6、73-91頁、104-122頁)
④大阪市民生局・大阪社会学研究会(1961年8月、10月)	大阪市浪速区恵美地区実態調査資料集その1 その2
⑤大阪社会学研究会(1961年10月)	「釜ヶ崎実態調査報告」(ソシオロジ3、1961、1-121頁)
⑥大阪市民生局・大阪社会学研究会(1961年10月)	大阪市浪速区恵美地区実態調査資料集その2
⑦大阪市計画局整地課管理係(1961年11月)	浪速区馬淵、水崎町における公共施設及びその周辺部のスラムの実態について 報告書
⑧大阪市社会福祉協議会(1961年)	大阪市における社会福祉問題の分布とその対策
⑨日本建築学生会議関西ブロック分科会釜ヶ崎研究会(1962年7月)	釜ヶ崎—よりよい明日の釜ヶ崎をめざして—
⑩大阪社会学研究会(1963年2、3月)	「大阪市浪速区恵美地区実態調査その1、2」(都市問題研究15-2、15-3、62-78頁、99-116頁)
⑪大阪社会学研究会(1963年3、11月)	大阪市環境改善地区実態調査 そのⅠ、Ⅱ—西成区簡易宿泊所利用実態—
⑫大阪市計理局不動産調査課(1964年4月)	大阪市不法占拠調査
⑬大阪府(1964年9月)	大阪府下を対象にした不良住宅地区調査。165地区、不良住宅は約2万戸。大阪市内は73地区、1万戸
⑭大阪市民生局社会課、大阪市立大学・社会学調査研究会(1968年3月)	大阪市環境改善地区総合実態調査報告書
⑮大阪府労働部、大阪市民生局、大阪社会学研究会(1968年4月)	愛隣地区総合実態調査報告
⑯大阪市民生局、大阪社会学研究会(1968年8月)	大阪市民の愛隣地区(釜ヶ崎)のイメージ調査
⑰建設省(1969年)	全国不良住宅地区調査
⑱大阪市民生局・関西都市社会学研究会(1969年3月)	あいりん地区簡易宿所調査
⑲大阪府建築部住宅開発課、日本建築学会近畿支部住宅研究委員会(1972年度)	大阪府不良住宅地区実態調査—大阪府下における不良住宅地区の実態と地区改良事業に関する研究—(調査は1969-70年度)

研究をしており、昭和33年は此花区高見、南区桃園、東住吉区杭全、昭和34-35年は西成区東四条か、36年は浪速区恵美か、37-38年は西成区ドヤ街を調査し、いずれも非戦災路地裏長屋と不法占拠バラックとドヤを対象にしていた。あとは大淀区豊崎東と生野区舎利

寺、そして港区田中の簡易宿泊所が予定されていた。

最終的な目標としては、「我々はこのような都会のふきだまりの地域の実態を解明することによって都市再生の諸種の対策に対する一里塚にしたい念願をもっている」（光川 1964, 16 頁）という意向のもとに、釜ヶ崎、浪速区のブラック地帯の調査は、住環境の劣悪さのみならず、欠損家庭、犯罪、麻薬、売春、暴力団などの赤裸々の記述が試みられた。こうした視座は、⑭、⑮の調査にもある程度引き継がれる。

一方、建築、計画系からは、都市計画用地の不法占拠の横行に対する「スラム」地区への厳しいまなざしもあった。都市計画の進捗を妨げている原因は、市内に 7 万坪、2600 件をこえている不法占拠であり、都市計画を着実に進めて行く上にあつては、ともあれ一日も早く解決することが市勢の発展に大きく寄与するだろうという認識である（無署名, 1961）。そして不法占拠の人達の全員を収容するだけの建物を建てなければならない。そうしなければ不法占拠に対する、この場所を住まいにしている人達への強力な措置はとれないのではないだろうか。一公共団体で解決のつく問題ではなく、国全体の政策として考えねばならない（無署名, 1962）、といったような「スラム」クリアランス待望論が登場してくる。

こうした不法占拠の実態は表 4 の⑫の調査でうかがうことができ、また市会でも主に自民党筋から問題にされてくる⁴⁾。特に市有地の不法占拠の問題がクローズアップされ、前述したような釜ヶ崎や浪速区恵美地区以外の、バラック地区に注視されるようになる。その典型が表 4 の⑭調査であった。報告書の冒頭では、「1961 年 8 月の釜ヶ崎事件以来、大阪における釜ヶ崎スラムの存在とその悲惨な現状は広く全国の人々に知られるようになった。……釜ヶ崎地区への対策が集中的、精力的に進められている反面、残余のスラム地区への対策があまりにも立ち遅れていることに注目する必要がある。この調査では市内に点在するスラムのうち、その住居・環境の条件や生活状態が特に低劣な 6 つのスラム地区を調査対象地区とした」（1 頁）。

この調査を解説した大藪（1970）によれば、調査対象地区として、a. 人種的身分的差別／朝鮮人・同和地区、b. 経済的職業的落差／新興バラック・旧住宅荒廃地区、c. 道徳的・法律的逸脱／違法地区・無法社会地区、d. 日雇の出稼ぎの臨時的労働／仮住飯場地区・ド

ヤ地区と、「スラム」を分類した後、b タイプのみを選ぶことになったと述べている。そして釜ヶ崎と同和地区は除いているが、「道徳的・法律的逸脱については釜ヶ崎の周辺でそうした地区が発生している」と述べられるように、問題の核心地域ははずしているが、その次に住宅の不良な地区が対象とされた。

選ばれた 6 地区については、「ひとつは戦前より残存している近代型スラムであるが、他の 5 地区は 1945 年以後の戦後の混乱期や台風、水害の後に新しく形成され、1955 年以降の経済成長期に呼応して、拡大し、高密度化したスラム地区であった」（1 頁）。それぞれをみると、長柄地区は、長柄橋下の土手の市有地の不法占拠、伝法地区は、市有地の空地の不法占拠、小林地区は私有地と更に堀にはみ出した不法占拠、柴谷地区は公園予定地の市有地の不法占拠、恵美地区は都市計画道路、公園予定の市有地の不法占拠であり、日東地区のみは戦前の鉄筋アパート改良住宅地区となっていた。この調査内容については後述するが、「建築学的な荒廃性と生活施設の共有性とか低劣性」がその最大の特徴となっていると述べられ、かつ不法占拠であるということより、問題地区は市当局によってはっきりと認識されたと言えよう。

表 5 1969 年当時の大阪市内における不良住宅地区

老朽専用居住地	蒲生, 東平野町
老朽工住混合地	大野町, 九条西, 小橋北之町, 大成通, 東桃谷, 猪飼野西, 末広町
老朽商住混合地	北中島
老朽農村	福, 西福町 2 丁目
文化・アパート街	愛隣
戦後バラック	伝法町南, 四貫島元宮, 下島, 新家, 毛馬, 中野, 北中浜, 五条通 1, 五条通 2, 小林, 下寺町, 恵比須, 杭全町, 柴谷町
老朽公営	池島

1969 年建設省による不良住宅地区調査から（表 4 の⑦）

1969 年に建設省は、第 2 期住宅建設 5 ヶ年計画策定の基礎資料を得るために、全国に存在する不良住宅地区の実態を把握する概況調査をおこなった。信憑性には欠けるが、大阪市の場合には表 5 のような地区が選ばれており、数的には戦後バラックという項目に分類される主に市有地の不法占拠地区が軒並みその対象となっており、前述の⑭調査の 6 地区のうち、日東と長柄以外はこの調査でも選ばれていた。

表6 1975年度までの大阪市改良住宅事業一覧

地区名	地区指定年月	地区面積㎡	不良住宅戸数	不良戸数割合%	住宅戸数密度戸/ha	改良住宅建設予定戸数	除却戸数
YT	1960.11	41,300	297	87	99	322	292
SM	1960.11	9,100	100	83	158	178	100
NH	1960.11	6,177	86	89	171	97	86
KS	1960.11	10,106	65	80	80	159	66
IK	1960.11	4,135	63	81	202	103	59
KH	1960.11	3,002	50	100	167	50	50
鶴町	1965.1	25,960	80	100	141	100	80
IK第2	1965.11	1,451	120	82	185	289	120
八幡屋	1965.11	3,242	50	100	154	80	50
KS	1965.3	9,524	88	100	109	120	88
KS第2	1966.3	10,477	126	80	150	160	125
愛隣	1967.12	15,544	385	96	338	342	385
AS	1967.12	8,032	126	80	208	266	284
福	1967.12	6,813	92	87	159	139	92
MS	1967.3	17,916	144	93	148	211	144
池島	1968.12	101,000	687	98	88	510	687
AK	1968.3	5,924	51	82	104	81	51
HN	1969.2	17,200	150	81	111	188	149
小林	1970.1	75,600	967	97	144	1,000	530
AS第2	1971.2	32,107	284	81	122	459	284
IK第3	1971.2	15,478	229	90	188	409	228
HR	1973.3	20,117	238	80	161	240	238
AH	1975.3	24,327	192	100	91	242	192
SM	1975.11	16,100	179	83	155	249	179
南恩加島	1976.1	6,300	80	100	126	49	80

資料：大阪府建築部『'76 住宅年報』に筆者加筆修正。ゴチは、順位規模3位までの地区を示している。

こうして「スラム」としてひとくくりにされた地区を対象に、既述した民生局による「スラム」対策が1960年代に課題として釜ヶ崎および浪速区恵美地区と不法占拠地区があげられたのである。こうした地区の改良の遂行を法的に裏付ける有力な法律は1960年制定の住宅地区改良法であった。判定基準は、不良戸数50戸以上、不良住宅戸数比率80%以上、住宅戸数密度が80戸/haという判定基準のもとに選択された。1960年代は大阪市内において、表6のように極めて劣悪で超過密な地区の大部分はアルファベット略記した同和地区であったが、同和地区以外では不法占拠のバラックの改良事業は、純粋には小林（クブングワーを含めた）と愛隣の一部地域だけであり、その他は、鶴町、八幡屋、福、池島、南恩加島の老朽の公営応急仮設住宅の改良事業であったことが判明する。

しかしながら不良住宅は、こうした性格の地区だけ

にはとどまらない拡大の様相も呈してきた。表5でも明らかなように、非戦災の老朽木造密集住宅地区、その大部分が1970年代後半になって典型的なインナーシティ地区に当たることになる老朽工住混合地が問題化され、そして文化住宅、アパート地区や公害激甚地区も同じような形で注視されることになる。三村(1984)はこうした状況について、昭和40年代にはいつて、問題住宅地区は今までのような戦前からのスラムや、戦後の不法占拠や闇市以来のバラック街だけにとどまらなくなったと述べる。

いわゆる70年代のインナーシティ問題は、釜ヶ崎やバラック地区への注視とは大きく異なる、経済、住宅、都市計画政策として進められることになる。従前の都市病理学的なスラム観とは明らかに一線を画すものであった。応急仮設住宅地区の改良や最大のバラック地区であった浪速区恵美地区の整理、および私有地バラック地帯で図抜けて大きかった小林の改良事業が着手された1970年を境に、「スラム」対策は一段落つき、同時に「スラム」ということばも使用がためらわれるようになり、当該対策は環境改善事業と名前をかえ、釜ヶ崎固有の問題としてそれ以外は同和地区の改善にもつばら適用されることになった。

(2)大正区における「スラム」クリアランスに関する動き

以上大阪市の「スラム」対策および、「スラム」観の変遷について述べたが、小林地区は、60年代前半の釜ヶ崎、そして不法占拠地区への注視、都市病理的な観点からの「スラム」観のなかで、住宅地区改良法による事業遂行に伴う判定基準を軽くクリアするほど物理的には不良であったこと、そして同和対策事業の着手などの要因が重なって、沖縄「部落」、沖縄「スラム」、沖縄バラックとしてまなざしが向けられることになる。

しかしながらこの件に関する大正区という地元の言説を辿って行く限り、沖縄バラックへの注目度は1960年代後半になってからであった。大正区中央部の材木街の住之江区への移転が、大正区の事業の中で最も難航したのであったが、1955年の時点では、大阪市の外郭団体の編集による雑誌「大阪人」では、「工事は順調に進み、あますところ小林町の問題だけとなった、果たして日本一の内港計画か、日本一の材木街か、小林町の材木街は不穏な空気に包まれている」（無署名、1955、840頁）、という状況が記される。

10年後の1965年には、同じ『大阪人』での「この町をよくするために：大正区」の記事において（無署名、1965）、なかなか進まない区画整理が、防潮堤の建設も遅らせ、「材木屋の移転は昭和27年ごろからやっているが、これが進まないと区画整理が出来ず、拡張も舗装もされないまま、台風が来たら水の逃げ道がない、全力をあげねばならないのだが。……木材業者が200軒、120・30軒は平林に動いたが、あとがどうも移転してくれない。せっかく換地して移転したのにまた戻って住んでいる人もいる。市はちゃんと監視してもらわんと、怠慢でっせ。立派な町になるのに、あと5、6年すれば見とおしがたつが」、何が他に問題かということで、不法占拠のことが触れられる。「危険な臨時防潮堤、鉄鋼埠頭から紅葉橋のほうにかけてかなり海が広がることになるが、今そこは不法占拠に人達が沢山いて区画整理が遅れている。だから港湾局も地盛ができてないからというんで、そこが臨時の防潮堤になっている。下からいつも漏ってくる、早く区画整理と内港化計画を完成させないと、大正区はだめですよ。……土木局の方でも立ち退く所へ道路だなんだと金を入れるのはばからしいという状態で、そんなところへ我々も道路をちゃんとやってくれとは言いがたい。で、現在は北恩加島町、新千歳町、小林町あたり差別待遇を受けているようなものですわ。ある事情のために区画整理が遅れ、盛り土が遅れ、従って恒久防潮堤も遅れてくるので、本当に考えないといかん問題だ」、というふうに、材木屋の移転難航とともに、不法占拠の地区への大正区名士層の目も厳しくなってきたことが読み取れる。

1968年の3月市会計土木委員会では、社会党議員が、この取り残された沖縄スラムをみて、近所に来る沖縄の人はどう思うだろうかと、「祖国復帰を悲願としている沖縄の人々に、市は同胞の立場から暖かい手を差し伸べるべきだ」と、沖縄スラム問題を取り上げる。ここで担当局長がその答弁で、このバラックで権利関係も錯綜している状態では、区画整理事業では無理だろうから、改良事業の適用を考えているという発言が公式に初めて引き出される（『朝日新聞』1968年3月20日）。

同時期に、大阪府建築部の井上(1968)は、「沖縄スラムについて」と題して、雑誌『住宅』に寄稿している。そこでは、区画整理事業完了の目途がつかない唯一の

小林地区は、地主は3人おり区画整理には協力的であるが、不法占拠の390世帯の移転先はどうすることもできず放置されている。仮換地の指定も盛り土の終わったところに順次しているもので、なかなか指定まで行かない。しかし高低差がどんどんできてゆき、もとの低湿地がますます低くなって行く。区画整理事務所総勢50名中、8人が補償で戸別交渉を行なっており、そのうちのひとりが小林地区担当であるが、どこから交渉の糸口を見出したらよいのか思案にくれ、現在の所全く交渉には入っていない、と述べる。

そして「小林地区は昭和41年度に区画整理事務所より、建築局に対し改良事業に取り上げて欲しいとの要望。家主対策はどうするのか、区画整理事業との関係、地区住民からの強い要望が未だないからということで事業化に踏み切らなかった。しかし沖縄復帰問題とともに当地区もクローズアップされ、市会でも建築、民生両サイドより問題にされた。また市の内部でも、地区住民より強い要望がないからといって現状のまま放置することはできない、また改良事業を行なうことにより390世帯の移転先が決まり、区画整理事業も進み大正区全域が立派な街づくりができるのではないかと、言う声が出ている。住宅問題も衛生問題も解決され、小林地区のスラムを解消するには改良事業しか考えることはできない」（22頁）、として、社会福祉審議会に諮問をかけ、1968年9月に関係部課長会議を召集という、住宅改良事業導入の段取りが示される。

そして、1969年の記事では、地元の要望に答える市の区画整理局長の弁として、「沖縄部落と呼ばれている千九十戸を新しくつくる千島町の公園南側に移転してもらい、跡地利用としては企業団地などを考えている。こうした区内の一連の事業とともに区画整理も昭和46年には完了させ、その後は大正区を住みよい町につくってゆきたい、……この中で特に沖縄部落の住宅問題について、改良住宅的なものを大阪市がこしらえて、すっきりした形のものにするというのは結構だが、またぞろ、十年もすればスラム化していく可能性も考えられるが、そんなことはないだろうか心配する声もある。……、ただ市としてもできるだけ移転後もスラム化しないように意を尽くしてまいりたい」（無署名、1969）。

1969年初頭と思われるこの市の答弁を裏付けるように、1969年3月市議会では、市長は、港・大正区の区

画整理の予算計上と、「特に大正区の小林町低地帯地区改良事業の促進をはかる」(大阪市, 1969, 8 頁)と答弁し、その事業促進を約束している。

そして 1969 年 4 月に計画発表があり、こうした機運をマスコミはバックアップし、小林町の読者の声を、「置き去り“小林低湿地” 密集バラック、ゴミ、蚊、ハエ。改良地区指定へようやく市も動く」という記事として、同年 10 月末に流す(「朝日新聞」1969 年 10 月 27 日)。そして 11 月 14 日に大阪府都市計画地方審議会でも正式決定し、建設大臣による指定も内定する(朝日新聞 1969 年 12 月 11 日)。まさにその日に小林地区で冒頭に述べた大火が起こる。

この経緯だけから判断すれば、住宅地区改良法にもとづく指定条件を軽くクリアしており、かつ表 6 のように最大規模であった小林地区の「スラム」クリアランスは、住民側からの立ち上がりよりは、行政主導で動いたような感を抱く。先ほどの井上は、「スラムをなくするという強い行政姿勢が望まれる。強い要望がないといっても、住民は安い家賃の住宅建設をというのが他を圧して圧倒的に多いことは忘れてはなるまい」(22 頁)とし、「今後であるが、さらに沖縄出身者が流入してくるとして、本土での生活がスラムの中しかないとするならば、施政権、基地、本土生活と三重の差別の中で暮らすことになる。大阪市民である限り、大阪市として何らかの行政の手を差し伸べることは当然であり、他 270 世帯の沖縄以外の大阪市民も、現在の社会体制の中では低所得に甘んじている。貧困がスラムを生み、スラムが無教育を生み、無教育が貧困を生むというサイクルの悪循環を行政が断ち切る必要がある。そのためには環境改善であり、それは住宅地区改良事業を行なうことである」(23 頁)という言葉からは、沖縄問題まで視野に入れた官僚のある意味でまじめな取り組みが読み取れる。

大阪府建築部住宅開発課(1972)は、今までの住宅改良事業を評する中で、その問題として、行政側が地区の把握に欠けている／地区住民要求からの事業が多く、行政側に積極的な姿勢がない、だから同和地区が多くなる、などの点を上げるが、同和地区が要求型の住宅獲得運動をしていたのに比し、一般地区ではそうした動きがほとんどなかったことの証左ともなっている。このような状況のなか、以下では、実際に小林地区ではどのような動きが住民側からあったのかを次に検証

してみたい。

(3) クブングワの実態と住民の動き

このクブングワについては、1968 年 7 月に朝日新聞で「放置される沖縄スラム」という記事に代表される「スラム」らしさが紹介された。「大阪市の南西部、大正区の片隅に“沖縄スラム”とよばれる一角がある。大正区小林町。……市の区画整理事業で造成されたままの空地が、そこに残り、ゴミがつもり、草がのびて荒れ放題。再開発が進められている大阪の中で、忘れられている地域である。ジメジメした湿地帯の上にひしめくバラック。そこに約千五百人の人が肩を寄せ合って生きている。そのうち約三割が沖縄出身者だ。

表通りから、一步路地へ踏み込むとバラックの密集地帯だ。長さ約四百メートル、幅百メートル前後の細長い土地に四百世帯が住み、廃材を打ち合わせただけの軒先をぬって迷路で入り組んでいる。バラックの床下をドブが流れ、あふれた水は家の土間へ流れ込む。ちょっと雨がふれば地区全体がドロにぬかるみ、一向に乾かない。床上浸水は年に二、三回は必ず起きる。そして町をおおう下水とゴミの腐った匂い。ほとんどの家は一間だけ。炊事場があるのはいい方だ。自分の家に水道の蛇口があるのは、全世帯のやっとなん分か。便所さえも共用のところが多い。火事になったら致命的である。地元の消防署も「火を消すことは不可能。人命救助だけを考えているが・・・」(朝日新聞 1968 年 7 月 15 日朝刊)と診断する。具体的に数値でこうしたクブングワの状況を押さえてみよう。表 4 の⑨調査において、クブングワが調査対象地区のひとつとなっているので、どのような生活空間であったのかをみてみたい。そこで紹介されている地区の形成史については水内(2000)で引用しておいたが、まず調査結果を表 7 に簡略化して表してみた。

小林地区＝クブングワとなっているが、390 世帯という調査対象世帯数は恵美地区と並んで最も多く、住宅構造的には、バラックが半数、老朽家屋が半数となり、バラック地帯の長柄、伝法、恵美とは異なる構成となっている。過去 20 年以内建築された家屋が 7 割近くで、この比率は日東を除きよく似た傾向となっている。共同水道や共同炊事などの率は比較的低い。年齢構成では、50 才以上の比率が他地区に比べやや

表7 1968年の民生局の大阪市内6地区調査による地区及び世帯主の状況

世帯主調査	長柄	伝法	小林	小林 (沖縄)	恵美	恵美北	日東	柴谷
調査対象世帯数	27	41	390	(117)	390	(117)	275	209
総人口	95	154	1441		1149		949	794
バラック仮小屋	37%	10%	14%	17%		56%	3%	15%
バラック長屋	56%	90%	41%	32%		39%	0%	44%
老朽戸建	4%	0%	18%	21%		1%	1%	17%
老朽長屋	4%	0%	24%	26%		3%	0%	11%
連続鉄筋老朽	0%	0%	0%	1%		0%	95%	0%
築後:10年未満	15%	24%	19%	24%		25%	1%	51%
築後:10-19年	48%	51%	49%	50%		58%	1%	32%
築後:20年以上	33%	2%	19%	14%		13%	99%	4%
1室	37%	29%	32%			54%	13%	51%
2室	37%	41%	46%			32%	72%	27%
3室	26%	29%	22%			14%	15%	22%
平均世帯人員	3.5	3.8	3.7		2.9		3.5	3.8
持家	56%	73%	31%	49%		41%	4%	36%
共同水道	74%	98%	54%			86%	19%	65%
共同炊事	100%	44%	27%			25%	1%	22%
共同くみ取り	93%	76%	45%			56%	0%	59%
15歳未満(総人口)	26%	39%	33%		27%		23%	35%
15-30才	25%	19%	25%		22%		28%	23%
31-50才	26%	26%	31%		33%		23%	30%
50-65才	17%	12%	8%		13%		18%	9%
65歳以上	5%	3%	3%		5%		8%	2%
夫婦世帯	74%	80%	75%	69%		74%	72%	73%
再婚	0%	20%	9%			25%	14%	13%
離婚・家出・死別	0%	20%	14%			16%	21%	11%
学歴:義務教育まで	59%	90%	79%	85%		74%	79%	77%
常用	26%	22%	62%	53%		37%	47%	54%
日雇・臨時	22%	41%	18%	18%		20%	5%	19%
自営	15%	17%	7%			0%	25%	13%
無職	22%	15%	11%			9%	19%	10%
生活保護	4%	20%	6%			13%	7%	11%
疾病あり	0%	32%	7%			0%	13%	9%
出身地:大阪市内	19%	12%	12%		7%		49%	12%
出身地:近畿地方	19%	2%	8%		39%		18%	13%
出身地:近畿以西	37%	54%	43%		40%		19%	46%
出身地:近畿以东	19%	5%	3%		8%		7%	12%
出身地:沖縄	0%	7%	30%		2%		0%	1%
出身地:外国	7%	20%	2%		4%		3%	13%
朝鮮・韓国籍	4%	41%	1%		2%		3%	16%
その他国籍	7%	0%	5%		0%		7%	0%
来住時期:昭和20年以前	4%	7%	7%		4%		34%	1%
来住時期:昭和20年代	48%	17%	22%		30%		32%	10%
来住時期:昭和30年以後	48%	71%	68%		64%		21%	88%
居住意思:永住したい	22%	95%	44%	57%		9%	72%	39%
近隣関係:濃厚型	4%	0%	15%			17%	9%	5%
人間関係:濃厚型	0%	0%	6%			10%	7%	23%
生活設計を立てていない	44%	34%	36%	34%		15%	41%	33%
宗教団体に加入	48%	51%	19%			19%	12%	19%

資料:大阪市民生局社会課(1968)より。小林地区は沖縄出身者だけの別集計も掲載。恵美地区は北部地区の調査が中心となっている。

低く、若壮年層が比較的多いことがわかる。家族構成や義務教育率は平均的な値であるが、職業構成は常用が6割を越え、他地区との大きな相違となっている。

世帯主の出身地については、総じて近畿以西が多い中で、小林地区はやはり、沖縄出身者が群を抜いて多く、30%である。しかし外国籍の割合は低く6%であ

る。来住時期は1955(昭和30)年以降が7割近くと圧倒的に多く、永住意思は半数以下となっている。この値は他地区と比べ微妙な値であるが、近隣関係、人間関係の濃厚型は平均的な値で、生活設計が立たない人の割合も3分の1と平均的である。宗教団体についてはその加入のほとんどが創価学会であると報告されている。

このように、他地区に比して、比較的若く、新しく、そして常用労働者が多いという点がその特徴であるが、本調査者はこの小林地区を評して、「新しいスラムの代表格であろう。両地区(柴谷＝水内注)ともに世帯単位の居住者が大部分であるが、問題はその職業形態、来住時期、来住理由などが、ドヤ街の単身労働者に類似しており、従ってこれらのスラムはバタヤ街などのような戦前型スラムではなく、まさに今日の産業化、都市化の産物であることに注目する必要がある」(3頁)と位置付けている。この調査者の大藪自身「住民は精出して働けば楽になれると信じており、流れものや犯罪者もはいいこんでいない。他の都市スラムのように道徳的荒廃まで進んでいない。住民は差別されているとは思っていない」(朝日新聞 1968年7月15日朝刊)と語っている。また前出の井上は、「「スラム」の陰性的な語感、地区住民の精神的な問題、物理的環境等を考え、物理的環境だけにより「スラム」と呼ばれることをきらっている。地区住民の人間関係や、まじめな生活態度を考えると他地区には見られない陽性的なところも見られる」(20頁)と評している。

小林地区は住環境的に確かに非常に低劣な状態にあったことがこうした調査から判明するが、この劣悪さが、当時の沖縄返還時期に重なる沖縄イシューの昂揚に結びつく言説がいくつか登場してくる。と同時に日常生活空間における住民のたくましさへのあついまなざしがなくいまでになって表現された1970年代のいくつかの住民側の動きについて次に触れてみよう。

(4)「スラム」クリアランスと住民の対抗

沖縄から出てきた青年がみた大正区、そしてその中のクブングワが、本土での貧困の象徴として捉えられたことをまず指摘しておきたい。これは当時本土にやってきた青年の次のような回顧にうかがえよう。「今でこそ大正区の街もきれいでハイカラになってるけど、あのころはやたら労働者が作業着姿で歩いてい

るのが目についた(1971-72年ころか＝水内注)。沖縄の人が多いのでホッとする反面、何と貧しいとこやなあという気がしたね、当時はまだクブングワがあったのよ、立ち退き前の。あれ見たとき、がく然としたね、これが本土における沖縄の現実なのか、って。本当にスラムそのものなんやから。そんなこと言ったらクブングワの人は怒るかも知らんけど、実際の話、そうなのよ。共同便所に共同水道。路地は迷路になってて、家は板切れとトタンでつぎはぎだらけ。いかにも沖縄の人が追いこまれた生活をしているかが、一目瞭然でわかるわけよ」(垣花, 1996, 119頁)。

そしてそのクブングワの生活自体が、そこでの生活経験者が回顧する、「あのときにはまあなんというかな、沖縄の人達で、掘立て小屋も自分たちでつくって、それで「いい、いい」って感じだから、どこへいっても私くらい年代の者は、まあ、こういう惨めな暮らしだったと言いたくない人は、まあ、いるかもしれないけど。でも私らは、みんなの寄り集まる鳥合の衆。まあ鳥合の衆といたら悪いけれども、みんなが集まると、悪い習慣が、よってたかって胸の鬱憤を晴らすためにねえ、夜通し起きとって、カチャーシーして、道からも唄って歩きよった」、という状況があった(ヴァディム, 2000)。

こうした日々の生活や労働に没頭していた一世にはがゆさを感じはじめていた二世、あるいは沖縄からやってきた若い世代にとっては、目に見えて貧困が景観的に現前したことインパクトは、1960年代末から70年代にかけての時代状況の中で強烈に運動に表現されることになる。1968年には「大阪沖縄連帯の会」が、内地の人々を中心に結成されたが、ウチナンチュの組織が必要であるということで、1969年に「沖縄青年友の会」、そして機関紙「石の声」が生まれる⁵⁾。

当時、就職差別に端を発して放火殺人事件となり有罪後自殺することになる沖縄出身の山口君事件、そして同和教育用読本としての『にんげん』中学編に部落差別と並んで沖縄差別を取り上げる記述があったことに対して、大阪沖縄県人会が配本阻止の行動を取ったことなど、大阪における沖縄出身者内での態度表明に亀裂が生まれ、その亀裂に差別感の本質を問う議論が相次いで起こることになる。すなわち被支配階級として、部落、朝鮮、沖縄を結びつける、同時に、大阪沖縄県人社会の少数の成功者の支配構造を指摘する議論

の登場であり、ここでは特に沖縄出身の教員を中心と
にして、部落解放同盟との関わりが非常に大きくなっ
 てくる。

1971年には山口君事件を契機に、部落解放同盟側に
 立つウチナーンチュが「関西沖縄県人差別問題研究会」
 を結成する。この会によって 1971 年に創刊された機
 関紙「沖縄差別」1号(1971年)の「創刊のことば」を
 みてみよう。昨年来の解放読本『にんげん』をめぐる
 対立を鑑みて、極めて大きな衝撃を受け、「この関西の
 沖縄出身者が、あらためて自らと、ウチナーに対する
 本土の差別、それに対する自らの対応を、真正面から
 みつめることこそ、七二年返還以降の沖縄の関いに明
 確な方向を見出す基礎となるであろう。われわれ一人
 一人が、そのほんとの言葉で問いかけるときに、いま
 きている」。この1号は、ほぼ全寄稿がこの『にんげん』
 の問題に関するものであった。

「沖縄差別」2号(1971年)のあとがきには、「“沖縄
 差別”とは何か、その実体をつきつめるために、私た
 ちは会を組織し、この機関誌を発行することにいたし
 ました。それは、72年返還というレールに乗かって行
 けば、真の(差別されない)日本人になれるんだ、と
 する考え方に疑問があるということでもありました。

沖縄に対する差別をどうとらえるか、一人一人の持
 っている尺度によって相違があることは、創刊号や本
 号のそれぞれの論旨によっても知ることができます」、
 と自身の沖縄へのアイデンティティを差別問題とかか
 わらせることにより、具体的な運動へと転化させて行
 く論理を部落解放運動に見出して行く。

同じく雑誌「解放教育」も1971年に創刊されるが、
 1970年代前半だけを見ても、表8のように、実に多く
 の沖縄イシューをめぐる寄稿が見られることになる。

「解放教育」への集中的寄稿もさることながら、この
 表にうかがえる執筆者は、教員を中心に「沖縄県人子
 弟の教育を考える会」も組織し、『沖縄の解放と教育』
 という冊子も発行した。本村周広、津嘉山政栄、真栄
 田義弘、金城良明らの寄稿者からうかがえる当時の教
 育状況の説明からは、住居環境からは勉学の環境が整
 えなく、親も子供の教育に対する関心は高いものの、
 生計の都合などで現実的な教育観を持ち、家庭でどう
 するということまでは及ばなく、「先生任せ」であっ
 た。このような状況で沖縄県人の子供は一般の子供より
 進学率は低くなり、就職率が高かった。特に女の子

の場合はこういった傾向が著しかった。ということで、
 教育環境の低さを家庭環境と地域環境に求める議論が
 前面に押し出される。

表8 1970年代前半の雑誌「解放教育」寄稿の沖縄関連
 論文リスト

号	年	著者	タイトル
1	1971	関 広延	解放の思想と復帰の思想
1	1971	儀間 進	沖縄に問われているもの
2	1971	津嘉山政栄	「沖縄差別」から部落解放教育を考える
2	1971	沖縄教職員 会	資料・解放教育読本『にんげん』につい て
3	1971	金城良明	沖縄差別とわたし
3	1971	照屋正雄 —特集—	「返還」と差別 —部落解放と沖縄解放—
4	1971	井上 清	沖縄差別とは何か
4	1971	森田俊男	沖縄の解放と民主教育の課題
4	1971	新垣秋好	部落解放運動と沖縄解放
4	1971	本村周広	関西在住沖縄県人の子どもと解放教育
4	1971	真栄田義弘	沖縄の子どもと教育の機会
4	1971	中村弘三	『にんげん』をめぐる沖縄問題の経過と 課題
5	1971	大江健三郎 —特集—	私の沖縄経験と解放運動 —沖縄の解放と教育—
9	1972	儀間 進	沖縄の現実と差別
9	1972	福地曠昭	沖縄の解放と教育
9	1972	岡本憲徳	沖縄の歴史と差別
9	1972	津嘉山政栄	関西在住沖縄県人の子どもと解放教育 生活—差別とのかかわりも含めて—
20	1973		『にんげん』……『おきなわ』別冊(仮 題)
20	1973	岡部伊都子	沖縄に照らされて
20	1973	大城立裕	文化問題としての「沖縄」
20	1973		沖縄—歴史と現状と解放を
40	1974	津嘉山政栄	ウチナーンチュとして生きてきて
40	1974	本村周広	山口重光君「事件」と沖縄差別
40	1974	金城良明 他	座談会—被差別統一戦線をめぐって

いづれにしても、沖縄出身あるいは沖縄を出自とす
 る大阪在住の教員の、沖縄イシューとのかかわりには
 部落解放運動、同和教育との遭遇が非常に大きな要因
 を占めていたようである。こうした遭遇は、大正区を
 含めた大阪市臨海部をエリアとする教組活動では、同
 和地区がなかったということで見られなかったが、市
 内の同和推進校などに配属されることで、差別の問題
 を部落と同じ地平で沖縄においても語る基盤を得たよ
 うである。

闘争面での部落解放同盟とのつながりは、1969年暮
 れの二度のクブングラーの火災においても、解放新聞
 大阪版(1970年1月15日版)がその大火を取り上げ、
 解放同盟は救援物資を区役所に託している⁹⁾。記事で
 は「差別行政がこの火事の責任者だと差別行政を糾弾

するとともに、おなじく差別にくるしむ沖縄県民に対する連帯のカンパを各支部にうったえた。……北恩加島町の場合は二度も差別行政にやかれながらなきねいりにおわっている。これは、まさにしっかりした差別に対する認識力と組織がなければ、ほったらかしにされることをしめしている」と、クブングワーの差別撤廃への闘争をもとめている。

一方、1972年には、ルポライター金城朝夫(1972)による「ルポ 見捨てられた沖縄—北恩加」が登場する。クブングワーに運動が入る直前の状況が述べられており残された8ミリビデオとともに貴重な情報となっている。クブングワーに住む組合運動家との関係で、東京での運動家がクブングワーにやってきて、住民の現状への認識や意見をインタビューしたものである。なぜ立ち退き問題で、三里塚闘争に参加している沖縄出身者のように関わらないのかという疑問が出されるように、住民主体の運動は起こっていなかった。むしろクブングワー住民の気持ちの上での、そして生活の上でのつながりが失われているのではないかと、同じ出身者の中でも、差別されなくなった人達と、まだ差別されている人達との対立、もっと言えば、クブングワーの住人たちと、彼らを差別する沖縄出身者たちの亀裂を指摘する。沖縄県人会の上層部がこの立ち退き問題で、クブングワーに足を運んだことはないし、マスコミが歪めて取り上げすぎているとの憤慨も県人会側から出てくるとも述べている⁷⁾。

住民側がこのように、日常的にも政治的にも、まとまった組織化が不可能な状況で、1969年ごろからクブングワーからの移転が徐々に進んで行く。1960年代末から1970年代初頭のクブングワーの状況について、たとえば1969年末の2度の「大火のあと、被災者は市役所に座り込みをかけ、市営アパートに移ることができた。また火災をまぬかれた人たちでも、土地や家売って、“北恩加”を引き払った人や、借家を変えた人たちがいた」(金城朝夫、1972、161頁)と、改良住宅として1969年に最初に小林東2丁目に建設された市営改良の千島住宅(焼け出された保育所も付設)に入居する例もあったが、罹災証明を持った被災者だけであつた。その他大部分の住民は、「立ち退きで反対闘争はなかった。自分の家のときだけは、立ち退き料をはやく払えとか、良いところへ移りたいとかはあつたが、立ち退きはもう決まっていたので、だれも反対しなかつた、みんな覚悟していた。良い場所、商売している人は争っていた。でも成田空港みたいにはならない、自分の土地じゃないから。借りた土地でも70%もらえたから」(Oさん)。「反対闘争という意味では、すぐに立ち退く家はほとんどなかった。だが残った家の周りがだんだんと埋め立てられていき、自分のところだけ窪地に残ってしまって水が溜まり、最後には立ち退かざるをえなかった。反対したくても最後までできなかった」(Kさん)(いずれもヴァディム(2000)より)。

このクブングワーについては、既述したように1970年1月に改良住宅事業のための地区指定がかけられ、対象住民が確定された。持ち家層は、高率な減歩にもかかわらず、換地などでなんとか新しい居住地を獲得していったが、借家層はわずかな移転料で涙を飲んだり、そして土地関係の複雑の世帯は交渉が難航していた。そして特に問題を抱えたのが、地区指定後にクブングワーに居を構えて住み始めた人達であつた。金城朝夫(1972)のルポでは、次のような事実も描かれている。「……市営住宅へいれてくれるまで頑張っていようかいうてるんが、なんでも四十九年までここにがんばっておれば、市営住宅に入る権利があるいうんや。Mさんという宗教団体の人が、そういうてるんや」(160頁)とか、1969年11、12月の二度の大火後、「……被災者は市役所に座り込みをかけ、市営アパートにうつることができた」(161頁)との叙述を得る。このように、住民としても立ち退きは折り込み済みとしても、いかにその条件をよくするか、ある人は宗教団体に、ある人は市議を通じた政党に、そして互いに疑心暗鬼になりつつ、といった精神的にも混乱した状況であつたといえる。

こうしたクブングワーの状況に対して、上述した勃興する沖縄出身者を中心とする運動に関わる青年の中から、地域の改善に立ち上がる運動がおこりはじめる。「大正区にウチナーンチュの運動をつくらなあかん、て考えてん。そのころは沖縄闘争真つ盛りのときで、学生や労働組合、市民、どの集会へ言っても、沖縄返還、沖縄奪還、沖縄解放て、いろんなスローガンを叫んでる。でも身近な大阪の大正区に、これだけたくさん沖縄の人がいることも、その生活実態も、皆知らんわけや。知らんで、沖縄闘争に勝利するゾとか言うてる。そして大正区のウチナーンチュも、クブングワーに見られるように生活はめっちゃくちゃひどいの、声

こうしたクブングワーの状況に対して、上述した勃興する沖縄出身者を中心とする運動に関わる青年の中から、地域の改善に立ち上がる運動がおこりはじめる。「大正区にウチナーンチュの運動をつくらなあかん、て考えてん。そのころは沖縄闘争真つ盛りのときで、学生や労働組合、市民、どの集会へ言っても、沖縄返還、沖縄奪還、沖縄解放て、いろんなスローガンを叫んでる。でも身近な大阪の大正区に、これだけたくさん沖縄の人がいることも、その生活実態も、皆知らんわけや。知らんで、沖縄闘争に勝利するゾとか言うてる。そして大正区のウチナーンチュも、クブングワーに見られるように生活はめっちゃくちゃひどいの、声

をあげようとはせえへん」(金城勇, 1996)。あるいは「沖縄人やいうて差別されるのは、何もその人だけの問題でなく、沖縄と日本という社会的問題や。そやのに、その人の個人的な問題で終始させられてる。だから、差別された怒りや悔しさが組織化されへん。みんなひとりで悶々と右往左往して、結果、はけ口を身近な家族とかに向けていくねん」(金城馨, 1996)、といった若い世代の煩悶と、それに対して打開の糸口を見出そうとするうねりがあった。

運動体がこのクブングアワーに決定的に関わるようになったのは、上述した「沖縄青年友の会」や「関西沖縄県人差別問題研究会」、「沖縄県人子弟の教育を考える会」を支えた青年層が、1973年10月25日、関西沖縄解放同盟(準備会)を組織したことにある。前年の沖縄返還以後、潮が引くように沖縄イシューへの熱気が冷めて行く中、はたして沖縄問題は終わったのか。大阪の沖縄を見るだけでもはらわたが煮えたるような悲惨な実態がある。こうした沖縄の悲惨な歴史をたちきって、差別と迫害に立ち向かい、沖縄の解放をなしとげるために結集されたのが、この関西沖縄解放同盟(沖縄同)であった(宇多, 1999)。その中心的役割を果たした崎浜によれば、クブングアワーの問題は、「私の想像を絶する「沖縄問題」を象徴する「大事件」であった。「クブングアワー」の前では「沖縄県知事」や「沖縄県民」の誰もが「我が目を疑い」「立ち竦み」、「狼狽」し、「ヤマトウにおける沖縄人の悲惨で残酷な生活」に「日本政府の沖縄政策」の「本質」と「本性」を見抜けた」のではないだろうか、解決されていない沖縄問題のひとつひとつに取り組む組織として、この沖縄同を位置付けていた(崎浜, 2001)。

そして特徴的であったのは、沖縄人が誇りを持ち、沖縄解放に立ち上がることを第一義にして、地域闘争として、劣悪な環境の低湿地帯に住む沖縄出身住民の権利を守り、住環境改善を目的としたクブングアワー闘争と、山口君事件に取り組むというふたつのスタンスを取ったことであった。特にここで注目しておきたいのは、クブングアワーの改善をはかる地域闘争なるものを導入したことであった。そして1972年までの沖縄返還運動を教訓に、徹底していっさいヤマトの人間と同調しない、事務所にはいっさいヤマトをいれない、沖縄闘争に関してはウチナーでやる、政治集会で引きまわれないようなスタンスを取り、沖縄であること、

ウチナーンチュであることを闘争の前面に打出したことであった。

実際の運動としては、1974年11月に沖縄同の沖縄青年たちは100を切ったクブングアワーの残り世帯にオルグをかける⁸。要するに、1970年の地区指定により、行政側としては何の支援施策を打たなくてもよい免罪符を得ていた。しかし、買収事業が長期化することで、クブングアワーの劣悪な住環境がますます悪化していた。また買収交渉も個別に行なわれ、知識も不足しがちなところに、低額な補償金で我慢したり、地主、家主、店子も疑心暗鬼、対立の関係が持ち込まれてしまっていた。これは既述の金城朝夫(1972)のルゴでも紹介されていたが、こうした状況を打開するために、1974年暮れより、沖縄同は、個人個人で市と交渉するよりも、団結した力で市と交渉したら強いから、現在残っている住民の連帯と団結を作りましようと言う内容のビラをまく。そして「クブングアワーの立ち退き問題を考える会」を結成する。そして翌年1975年1月18日には、地域住民の要求団体として、住民の池原、比嘉を中心にして、「北恩加島・小林町暮らしを守る会」を結成する。

1975年1月30日に大阪市に提出した申し入れ書は、立ち退き地区に指定されてからの満10年間の、生活環境がひどく侵害され、精神的にも重圧を受け、インフラ整備に対して大阪市が何らの対策も取ってこなかったことを差別行政として糾弾したものであった。そして地主、店子、借家人など全地区住民の生存権と生活権の尊重を求める4つの要求をかかげる⁹。そして地域での会合や学習会、団体交渉を積み重ねながら、①街灯整備、②不法占拠者といわれ、強制立ち退き、無補償と言われていた人たちへの権利を認めさせ、補償と改良住宅への入居の実現、③二束三文の補償金の増額などを勝ち取る(崎浜, 2000)。

まず地区住民を住宅要求に立ち上がらせるという部落解放同盟の住宅要求組合の闘争に学び¹⁰、土地の権利関係のややこしい人をエンパワーし、市との交渉に助力し、地区指定以後に入ってきて全く改良住宅に入居する権利のなかったナミおばあのような人々にも、そうした権利を獲得させていったのである。

1997年朝日新聞による「沖縄のおばあちゃん ウチナーンチュの街」の連載において、関連する事実が読み取れる。改良住宅として建設された泉尾第4住宅に

居住するかつてのクブングワ居住者の「懐かしのクブングワ」と題した回想を中心にした取材記事である。

「万博のころ、市から『不法占拠やから出ていけ』って言われた。わずかな立ち退き料で出て行く人が多かった。うちらだって出て行きたいけど、ほかに住むところもない。お上に逆らうなんて気持ちは初めはなかったんや。それが『居住権いうもんがあるで』と教えてくれる人がおった。ウチナーンチュの若い人たちも応援してくれて市と交渉する会もできたんや。うちの夫が代表になってね。『ウチナーンチュやからって、足げにしとんのやろ。市長に会わせろ』って六十人ぐらいで市役所に押し掛けたこともあったよ。市長は出てこんかったけどね。

市に一本釣りされてだんだん抜けて行っただけど、四、五軒は最後まで残ったで。こっちは出て行った人たちの土地で、野菜作とった。夫が上手でね。ゴーヤなんか、格好ええ、おいしいのが採れたんやで。とうとう、大正区ないにある二十坪くらいの換地と市営住宅に入れる権利をもらったんや。家建てる金なかったんで、土地は売ったけどな。クブングワから市営住宅に引っ越してきたのは昭和五十四年十一月。やるだけのことやったという晴れ晴れした気持ちやったね。

あんだけががんばれたのも理由はあるんや。クブングワ闘争のちょっと前に、職場でたまたま労働組合を作ったのが大きかったな。従業員三十人ぐらいの工場で、有給が年に三日しかなかったな。昇給も毎年三百円くらい。友だちが『組合を作ろう』いうんで二人で旧総評系の組合に相談に行ったんや。そこの人が団交に来てくれて、まず有休が年七日に増えた。ボーナスもそれまでは社長が勝手にきめてたのが、年何ヶ月という決め方になった。『言えど何とかなるもんや。権利はちゃんと主張した方がええんやな』って分かったんや」(朝日新聞 1997 年 7 月 13 日)。

この池原が最後の立退き者となって、その家は、沖解同の若者たちといっしょに取り壊されたのが、1979 年末であった。そしてクブングワはその姿を全く消すことになる。

こうした闘争を中心的に担った当時の活動家青年の発言を引用しておこう。「部落解放運動にかかわると、部落の劣悪な環境そのものが差別なんや、てわかってくる。大阪に出てきたウチナーンチュは、まあ、その出てきたこと自体、差別政策の結果なんやけど、朝鮮

人、琉球人お断りの貼り紙があるなかで、みんな固まって住まざるを得なかった。しかも仕事がついて汚れるものばかり。これは差別以外の何ものでもないんやけど。ウチナーンチュはそのことをわかってへん。自分は今汚いとこに住んでるけど、努力してはい上がって行ったらええんや。そう思っ、辛抱してる。それは結局、自分だけ良くなろうということやねん。その意識を変えんかぎりあかん。そのことを、僕は部落解放運動から学んだ」(金城勇, 1996)。



写真6 クブングワの立退区域を覆う
ヘチマ、ニガウリのつる棚

(村田主計撮影)「差別とたたかう文化」3号, 1977 年より

要求組合の中核はすべてウチナーンチュが担い、事務所もウチナーンチュの住居を使い、沖縄差別を交渉の前面に押し出していた。そして住民としてこの会を主導した人たちが、後述するように大正区内で労働組

合運動を体験していたことも大きかった。産業廃棄物の地区内への不法投棄の問題にも取り組み、またクブングワー祭も企画し、地区内の広場で、沖縄のたまり場をつくり、エイサー祭を通じて、クブングワーの暮らしと文化を守ろう、大和の仲間も来て下さいという形で、文化闘争もあわせて行なっていた。

こうした時期の状況を伝えるものとして、1977年に刊行された雑誌「差別とたたかう文化」3号は、「特集＝被差別大衆の生活と文化——沖縄」を組むが、トップのグラビアでは、「我々があウチナーの土地返せ在本土沖縄人の生活を奪う大阪市区画整理事業」と題して、5葉の写真が掲載される。「立退区域を覆うヘチマ、ニガウリのつる棚」(写真6参照)、「『沖縄人をクブングワー(ヤマト)から追い出す前に、米軍用道路の下に奪われた我々が土地を返せ』と訴えるナミお婆」などの写真に続き、いれいたかし(1977)は「朝鮮・部落・沖縄の出逢い」と題して、被支配階級として、部落、朝鮮、沖縄を結びつける。同時に、大阪沖縄県人社会の少数の成功者の支配構造を指摘したりしている¹⁰⁾。

ウチナーンチュの若い人たちの応援ということでは、1974年1月に結成された、沖縄同の別働部隊であった、関西沖縄青少年の集い「がじゅまるの会」の結集力は大阪の沖縄社会に大きな影響を与えたであろう。政治的な問題を沖縄同にゆだね、沖縄青年の身近な生活の問題をみんなで考えられる県人会に変わる新しい別の親睦団体の結成であり、クブングワーの地域闘争と両輪をなすものとして、1970年代後半に同時に存在した。

また居住権の主張については、1950年代後半に都市計画道路予定地の立ち退き問題で、部落の住民が住宅要求運動を立ち上げ、公営住宅を勝ち取ったといった、各地での部落解放運動の成果を学んだものであり、クブングワーでもそうした住民側の動きがあったこと、そしてそれが沖縄ということを武器に闘われたことは特筆すべきものであろう。

逆に、部落、沖縄、あるいは被爆といった単一のアイデンティティと場所が密接にむすびついた中から、ローカルな抵抗が生まれるという図式の現代的妥当性も、本質主義の独善性が持つ問題とも関わり、新しい運動論が求められているとも言える。すなわち日本ではこうしたアイデンティティでしか運動論が成り立たなかったのか、そしてまたこうしたアイデンティティ

に依拠した運動論が今後も成り立つのであろうかという問いかけである。その意味で、関西沖縄文庫から発信されるさまざまな動きはそうした新しい運動論として注目すべきものであろうが、本稿ではこれ以上触れ得ない。

V おわりに

「スラム」クリアランスの結果生まれた千島住宅、泉尾第4住宅という改良住宅は、大阪市の住宅改良事業政策の位置付けからして、既に当初から計画されていたことは既述した通りであった。その意味では上からの「押し付けられた」事業であり、「スラム」クリアランスのレールはあらかじめ敷かれていたといえる。しかし当時の沖縄イシューの高揚と部落解放運動などの接近により、部分的に住民側からの住宅要求運動が実った事実も確認された。

しかし北恩加島や小林は、このクブングワーだけの移住の問題だけではなく、地区全体の大問題であった。大部分の住民は、土地地区画整理の高率の換地率のもと、そして半額をわずかにこえる55%の建物補償費のみで、新たな地区に居住の地を求めなければならなかった。その意味では住民側に代償の大きい酷な事業であったことは、当時の市役所の当事者からも回顧されたことであったし、前述の県人会がまとめた『雄飛』でも述べられているところであり、県人会の重鎮でありかつ平尾の連合町会長もつとめた大城眞栄(2000)の回想でも「町民に立ち退きを命じたのは大阪市の責任で誰一人立ち合い者ない無責任は、約五十年近く経過した今なお続く屈辱の移動の歴史で、私たち平尾住民に忘れることなき差別の歴史である」と北恩加島から平尾の移動で換地処分のあることを知らされずに非常な困難を経験したことを、当局の無責任とあわせ、市民に対する最大の差別であると断じている。その経緯についての肉声は、水内(2000)にも収録している。

「最近の沖縄から来る若い人達を見てみると、みんなものおじしなくて表情も明るい。まわりにも自分をうまく合わせて、やわらかく入って行く。それは僕らの世代にはなかったものです、まわりにはなじめず、かたくなで、だからしんどかった。今の若い人たちは、沖縄青年よ、集まれ！ みたいな会はまだ必要としなくなってるのかもしれないですね」(玉城、1996)、と

かつての、沖縄青年の運動を背負った人の思いである。貧困からの脱却という明確に關う対象が消失してしまった感のある現在の大正区において、みんなは利己的になり、それぞれの家族の幸せや金儲けだけに収斂してしまったのだろうか。かつての貧しさの中にあつた助け合いや大らかさは、各家庭の孤立・自立の中にうずもれてしまったのであろうか。しかし大正区には沖縄の踊りがある、泡盛がある、そして仲間がいる。安心していられる包容力のある街でもある。「スラム」クリアランスのあつたクブングワは清楚なマンション街に様変わりし、少なくとも景観的には、貧困は忘却の世界に後景化してしまったといえる。

本稿では大正区の沖縄出身者の、そしてまたクブングワの「スラム」クリアランスのみに焦点をあてて、論述してきた。大正区の沖縄に関しては、いくつかの著書や論文が著されており、またさまざまなグローバルでかつローカルな活動も行われていることに関して、本稿ではほとんど触れることができなかった。また土地地区画整理の権力性が特に露骨であつた大正区において、沖縄出身者だけでない、すべての大正区民の忘れられない事業であつたこと、それへの思いとか、怨念なども深く触れてゆく必要があろう。このテーマに関して未だ十分な説明ができていないことも含めて、今後の研究課題としておきたい。

謝辞 大正区に最初に取っ掛りを得たのは、1996年の夏、平尾商店街振興会理事の山口清治さんとの出会いからであつた。そしてその後お世話になった関西沖縄文庫の金城馨さんにあつくお礼を申し上げます。この文庫を通じて、金城良明さん、金城勇さん、伊差川寛さんたちから膨大な情報をいただきました。そしてそうした情報の交錯に混乱する私を助けてくださり、そして多くの貴重な原資料にアクセスの便をいただいた、大阪人権博物館の仲間恵子さんにも大変お世話になりました。また山口さんの紹介により、土地地区画整理事業で大阪市側の担当者を長くつとめられた、村野利三さんからも多くの貴重なお話を聞くことができ、また大阪市立大学院生の岸政彦さん、立命館大学大学院生の富山清朝さんからも多くの情報を得たことあわせてお礼申し上げます。

4年以上も前に金城馨さんから聞いたクブングワのオバアの話はすごく気になり、いつか取り組んでみたい課題であるとは認識していた。地理学教室の院生であつた、ヴォーク・ヴァディムの修士論文作成過程での精力的な聞き取り、そしてほぼ同じ頃始めていた水内の1999年度の全学共通教育の授業における受講学生による大正区での聞き取りなどで、ようやく取り組

みのきっかけをつかむことができた。それを水内(2000)にまとめてみた (<http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/geo/okinawa.htm>で閲覧可能)。十分には整理されてはいないが、本レポートに載せられなかった、生の聞き取りに近い部分や、多くの関連の地図はこの冊子に載せているので、またご覧頂ければ幸いである。とはいえ、聞き取りが不十分なまま、お聞きすべき人もありながら活字化した拙速の否めないことお許しいただきたい。

最後になりましたが、大正区の近現代の歴史復元に地図は大きな威力を発揮しました。地図を見ることから想像力を掻き立て、そのセンスから地理学のオリジナリティを主張することを学ばせていただいた故足利健亮先生のご霊前にこの小レポートを捧げさせていただきます。

注

- 1) 「スラム」という用語でもって、このバラック地帯を表現することは正しくないが、1970年代までは沖縄スラムというような呼称がされていたという文脈を重視するために、「」つきで使用することにした。
- 2) 筆者(水内)は、和歌山県出身であるが、大正区の製材業は、和歌山県出身者にとっても、魅力的な移住先の職業であつた。大正末期の話として、「新宮市から上阪すると大抵の人は北恩加島町や小林町に足を踏み入れないものはない。私も同様北恩加島町に行ったが小学校の児童で神倉山のお燈祭を知らない児童はほんの僅かであつたと云うから北恩加島は殆ど新宮方面の人達の居住地であることが察知された。・・・(白昼賭博がさかんなことが述べられた後)・・・。或日私と連れ立って北恩加島町から小林町、それに琉球人や朝鮮人の棲む新千歳町を一巡した。大阪人曰く琉球人と朝鮮人と熊野人との言葉は一寸わてらには聞きとり難いところがあるがそれでも三者の中では熊野人が一番日本語が上手だんだんと感心していた」(熊野商工新聞1953年6月16日)というような状況もあつた。和歌山県と大正区の関係に関して、管見の限りこうした記述を裏づける情報を持ち合わせていないが、沖縄や朝鮮だけでなく、当時の出身地、出身国ごとのすみわけや語りがこの大正区において露骨に進展していたことだけを確認しておきたい。
- 3) こうした調査はほとんどが、大阪社会学研究会に属する都市社会学者特に社会病理学という立場からの研究スタンスから行なわれたものであつた。大阪はまさしくこうした厳しい都市問題に処するアメリカ都市仕込みの都市社会病理学を展開する格好のフィールドであつた。その中で当研究会のメンバーの一人の小関(1961, 43頁)は、「社会病理学の最終課題は、解体ないし偏奇現象の分析を通じて、その母体たる社会の構造自体を批判するにあろう。重要なことは特定の社会成員の異常性ではなく、社会関係の病理性を過敏に追求することにある。ふつう社会病理学者たちはそれをはつきりされていらないように思う、多くは現存体制を暗黙裏に承認した

- 上で、偏奇や不適応を論じている」と、こうした調査に関わる研究者の苦悶と自戒を述べる。同時にこうした調査にどのようなスタンスを関西の地理学者は 有していたかについて、歴史的な評価を下す時期になっているのかもしれない。
- 4) 『大阪市会時報』1966 年によれば、1966 年度予算要求項目として自民党市議団からスラム対策が上げられている。
 - 5) 1・10 号のうち、大阪には 7,10 号しか現物がなく、その中身についても未見である。
 - 6) 「解放新聞大阪版」で、沖縄イシューは、この記事を含めて、1970 年代前半に集中して現れるが、その後に沖縄関係の記述は全くなくなる。
 - 7) たとえば 1987 年 (40 周年)、1997 年 (50 周年) に大阪沖縄県人会連合会(1997)が編集した『雄飛：大阪の沖縄』などには、このクリアランスに関する記述はない。
 - 8) 大阪人権博物館所蔵 (もと関西沖縄文庫所蔵) のビラ資料では、1975 年 4 月 20 日現在のクブングァー立退き状況の地図があるが、82 世帯の残存となっている。その中で明らかに沖縄姓と思われる事例が 50 近く数えられる。したがってもともと 3 割くらいと言われていた沖縄出身者が、立退き過程の中で、よりその比率をあげていったことがうかがえる。またこのオルグで得られた住民の意見は次の通りであった。① 店子、家主、地主をいがみ合わせて、早く、しかも低い補償額で立ち退かせようとしている、② 住民の意志を無視した、強制的に立退きを無理強いしている、③ 改良住宅も地区の住民に合ったものではない。家族構成が多い所では 2~3 部屋もらえるが、それが、2、3 階に分かれていたりして、それにその分だけ余計な生活費の出費で負担が多くなる。④ 改良住宅の家賃も 3 年だけ半額となる以後市営住宅並になる点、⑤ 地区に住んでいるのにもかかわらず改良住宅に入れない、⑥ 権利関係があやふやな所を明確にもせずして手っ取りばやく改良住宅に入れようとする、⑦ 年寄りで立ち退き問題の法規を知らないのを逆利用している、⑧ 市が買収した市管理の土地への不法投棄を黙認している (「クブングァーの立ち退き問題を考える」という 1975 年 1 月 15 日づけのビラ資料より)。
 - 9) 大阪人権博物館所蔵 (もと関西沖縄文庫所蔵) のビラ資料より
 - 10) 沖解同のメンバーは、この闘争の前後において、住宅要求闘争で一定の成果をあげていた大阪府内の部落で沖縄出身で部落解放同盟の支部書記長をしている人をたずね、アドバイスを乞うたり、実際に来てもらったりしていた。
 - 11) この特集は、「差別とたたかう文化」の編集者のひとりが、沖解同と人的関係を有しており、またその弟が写真家であったことで、グラビアが成立している。

参考文献

- 石原昌家(1993)「出嫁直後の普久原朝喜先生一閑取り調査から」(普久原朝喜顕彰記念誌『チコンキーふくばる』1993 年)。
- 井上正義(1968)「沖縄スラムについて」住宅、1968 年 9 月号、18-23 頁。
- いれいたかし(1977)「朝鮮・部落・沖縄の出逢い」差別とたたかう文化 3、24-34 頁。
- チャールズ・エイブラムス、大道安次郎、川名吉右衛門(1960)「住宅問題・住区施設に関する分科会」大阪人 14 巻、864-868 頁。
- ヴォフク・ヴァディム(2000)「本土における沖縄県出身者の定住地について—大阪市大正区を事例にして—」大阪市立大学大学院文学研究科 1999 年度提出修士論文。
- 宇多滋樹^{ウツノシキ}「豚の神さま—渡慶次恒徳の半生—」宇多出版企画、1999 年
- 大阪沖縄県人会連合会五十周年記念誌編集委員会編(1997)『雄飛：大阪の沖縄』大阪沖縄県人会連合会。
- 大阪市(1969)「大阪市会時報」1969 年 3 月上、8 頁。
- 大阪市社会部(1927)『バラック居住朝鮮人の労働と生活』
- 大阪市社会部(1939)『不良住宅地区調査』
- 大阪市都市整備協会編(1995)『大正地区復興土地地区画整理事業誌』大阪市建設局西部土地地区画整理事務所発行。
- 大阪市民生局社会課、大阪市立大学・社会調査研究会 (1968)『大阪市環境改善地区総合実態調査報告書』
- 大阪社会学研究会(1962)「大阪市内における社会解体地域の総合的研究 上・下。都市問題研究 15・2、15・3、62-78 頁、99-116 頁。
- 大阪人権博物館『ヤマトウのなかの^{ウチナー}沖縄』2000 年。
- 大阪都市協会編(1983)『大正区史』
- 大阪府建築部住宅開発課(1972)『大阪府不良住宅地区実態調査』
- 大城真榮(2000)『人生は八十五歳から』私家版。
- 大橋薫(1961)「不良住宅地区改良について」都市問題研究 13-5、47-59 頁。
- 大藪寿一(1970)「大阪市内のスラムの実態」民生事業研究 7、1-17 頁。
- 垣花義盛(1996)「島のぬくもり」(太田順一『大阪ウチナーンチュ』ブレーンセンター、118-123 頁)。
- 金城宗和(1997)「本土沖縄人社会の生活世界」立命館大学人文科学研究所紀要 68、193~229 頁。
- 金城朝夫(1972)「ルボ 見捨てられた沖縄—北恩加」流動 5、158-164 頁。
- 金城勇(1996)「オキナワ イズ ナンバーワン」(太田順一『大阪ウチナーンチュ』ブレーンセンター、88-93 頁)。
- 金城肇(1996)「負き—みい」(太田順一『大阪ウチナーンチュ』ブレーンセンター、94-99 頁)。
- 小出六郎(1933)「大正区ところどころ—木津川運河、大運橋、鶴町」大大阪 9-1、38-46 頁。
- 小関三平(1961)「スラムの労働の実態—失対労働者の場合—」(釜ヶ崎実態調査) ソシオロジ 8-3、42-65 頁
- 崔 現義(1990)「私の原体験 大阪・小林町朝鮮部落の思い出」在日朝鮮人史研究 20、46-60 頁。

石原昌家(1993)「出嫁直後の普久原朝喜先生一閑取り調査から」(普久原朝喜顕彰記念誌『チコンキーふくばる』1993

崎浜盛喜(2000)『クブングァーの立ち退き問題』(大阪人権博物館『ヤマトウのなかの沖繩』84-85頁)
 崎浜盛喜(2001)「「祖国・日本」からの訣別と「沖繩人」としての「自立」が問われている！」けし風 30, 34-37頁。
 平良盛吉(1971)『関西沖繩開発史』沖繩文化協会。
 高津俊久(1980)『座談会 大阪の戦災復興 その三』, 大阪市都市再開発局。
 玉城利則(1996)「どっこい語り部」(太田順一『大阪ウチナーンチュ』ブレンセンター, 123-128頁)。
 富山一朗(1990)『近代日本社会と「沖繩人」—「日本人」になるということ—』日本経済評論社。
 仲間恵子(1999)「一九二〇・三〇年代における在阪沖繩人の生活意識」大阪人権博物館紀要 3, 56-110頁。
 日本・国連合同阪神都市圏調査団(1962)「住宅問題」大阪人 16, 580-584頁
 松本幸三郎(1961)「大阪市のスラム対策」都市問題研究 13-5,

60-72頁。

水内俊雄編(2000)『大阪・沖繩・アジア』大阪市立大学。
 光川晴之(1964)「都市家族(その3) —スラムの家族—」社会福祉評論 25, 15-84頁。
 三村浩史(1984)「住環境整備をめぐる諸論点—スラム対策からまちづくり手法へ—」都市問題研究 36-5, 66-85頁。
 無署名(1955)「あの町この街 大正区」大阪人 9 巻, 838-840頁。
 無署名(1961)「七万坪の不法占拠」大阪人 15 巻, 695-699頁。
 無署名(1962)「なんとかならぬか」大阪人 16 巻, 131-136頁。
 無署名(1965)「この町をよくするために 大正区」大阪人 19 巻, 480-483頁。
 無署名(1969)「地元の声 大正区」大阪人 23 巻, 204-205頁。
 吉江集画堂地籍地図編集部編(1911)『大阪地籍地図全三編』吉江集画堂。